

令和４年蘭越町議会第４回定例会会議録

○開会及び閉会

令和４年１２月１５日

開 会 午前１０時００分

閉 会 午後 ５時４３分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ ９名）	１番	淀谷	融	２番	金安	英照
	５番	永井	浩	６番	向山	博
	７番	難波	修二	８番	赤石	勝子
	９番	柳谷	要	１０番	熊谷	雅幸
	１１番	富樫	順悦			

欠席（なし）

○会議録署名議員

９番 柳谷 要 １０番 熊谷 雅幸

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	北山 誠一
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北川 淳一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	農林水産課参事	木村 恭史
教育次長	梅本 聖孝		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 福原 明美 書 記 和田 慎一

○議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	町長の行政報告及び提案理由の大綱説明	
日程第 4	一般質問	金安 英照 淀谷 融 赤石 勝子 難波 修二 柳谷 要
日程第 5	議案第 1 号	蘭越町再生可能エネルギー農林漁業 健全発展化事業基金条例
日程第 6	議案第 2 号	地方公営企業法の適用を受ける公営 事業の設置等に関する条例
日程第 7	議案第 3 号	ふるさとらんこし未来応援奨学金貸 与及び給付に関する条例
日程第 8	議案第 4 号	蘭越町学校給食費の徴収に関する条 例
日程第 9	議案第 5 号	蘭越町学校給食センター設置条例及 び蘭越町附属機関設置条例の一部を 改正する条例
日程第 1 0	議案第 6 号	蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁 償及び期末手当に関する条例等の一 部を改正する条例
日程第 1 1	議案第 7 号	蘭越町会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例
日程第 1 2	議案第 8 号	蘭越町職員の定年等に関する条例の 一部を改正する条例
日程第 1 3	議案第 9 号	蘭越町職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例

日程第 1 4	議案第 1 0 号	蘭越町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 1 1 号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 1 2 号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 1 3 号	蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 1 4 号	蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 1 5 号	蘭越町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 1 6 号	蘭越町職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 5	議案第 1 7 号	蘭越町営牧場管理条例の一部を改正する条例
日程第 1 6	議案第 1 8 号	令和 4 年度蘭越町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 1 7	議案第 1 9 号	令和 4 年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 8	議案第 2 0 号	令和 4 年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案第 2 1 号	令和 4 年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 0	議案第 2 2 号	令和 4 年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 1	議案第 2 3 号	令和 4 年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 2	議案第 2 4 号	令和 4 年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3	報告第 1 号	所管事務調査の結果報告について（総務文教常任委員会）
日程第 2 4	報告第 2 号	所管事務調査の結果報告について

日程第 25	報告第 3 号	(経済建設常任委員会)
		例月出納検査結果報告
日程第 26	承認第 1 号	閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会)

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は９名であります。

これより、令和４年第４回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

令和４年第３回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

また、本日の会議中、総務課広報広聴係及び新聞社の写真撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、９番柳谷議員、１０番熊谷議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。

８番赤石議員。

○８番（赤石勝子） おはようございます。

令和４年第４回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から明日１６日までの２日間といたします。

また、議事の進行により付議された案件が全部終了したときは、閉会とすることにいたします。

日程につきましては、皆様にお配りしています日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から明日１６日までの２日間としたいと思います。

また、議事の進行により付議された案件が全部終了したときは、閉会といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とし、議事の進行により付議された案件が全部終了したときは、閉会することに決定しました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明をお願いします。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第4回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、先ずもって御礼を申し上げたいと存じます。

第4回蘭越町議会臨時会が開催されました10月26日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

1ページ、11月4日、金曜日、10時から、この日は令和4年度蘭越町収穫感謝祭を富樫議長、中井農業委員会会長、町議会議員、農業委員会委員、町内関係団体34名の皆さんの出席をいただき、執り行っております。

稲作をはじめとする今年度の農作物は、品質、収量ともおおむね良好で、生産者の御努力、関係機関の御指導に深く感謝を申し上げたところでございます。

11月5日、土曜日、10時から、この日は港地区の住民を対象に地震津波避難訓練を実施しております。

訓練に参加された26名の住民の皆さんは、想定される津波到達時間16分以内に指定された5か所の緊急避難場所に避難を完了し、所期の目的を達成することができました。

この避難訓練は、地震、津波の発生時に自分の避難経路を確認し、避難を迅速かつ安全に行うことを目的に実施しており、引き続き、様々な防災活動を通じて、住民の皆さんの防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

3ページ、11月28日、月曜日、14時から、この日は地域公共交通会議を開催しております。

この会議は、これまで道路運送法に基づく自家用車による有償運送等

に関して協議を実施する任意協議会でありましたが、今年度からは地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画の策定と、地域における公共交通サービスを実施する法定協議会の機能も付加し、二法定協議会に改編いたしております。

当日の会議には、一般旅客自動車運送業者、道路管理者、公安委員会、町民、学識経験者など14名の委員に出席をいただき、法定協議会や本町の現状、地域公共交通の現状、地域公共交通計画の役割等について説明を行い、協議を終了しております。

今後につきましては、地域の移動ニーズにきめ細かく対応できる公共交通サービスを構築するため、2年程度かけ総務省が実施する地域力創造アドバイザー制度の活用を図りながら地域公共交通計画を策定することとしております。

4ページ、12月10日、土曜日、14時から、この日は薬用植物講習会、試作品発表会を、富樫議長、中井農業委員会会長、町議会議員、農業委員会委員、関係団体、一般町民の皆さん、およそ60名に参加をいただき、開催をしております。

当日は本町における取組を報告し、今年度から本格的に栽培が始まった赤シソ下阿達を開発した国立医薬品食料安全研究所の生薬部長伊藤美千穂様から、薬と薬用植物の関係について、産学官連携のメンバーで、町と薬草栽培等を共同研究しているシミックホールディングス株式会社、代表取締役CEO中村一男様から、地域活性化の鍵は生きがいと題して御講演をいただきました。

また、試作品の発表会では、下阿達のジュース、シロップ、クッキー、ドレッシング、またニワトリに下阿達を餌として与えて産んだ卵が展示され、皆さんに御覧をいただいたところでございます。

12月14日、水曜日、13時30分から、この日はニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会が主催する、地熱利活用のシンポジウムに出席をいたしております。

このシンポジウムは、地熱開発調査が進められているニセコ・蘭越地区で、地熱資源開発の目指す方向や、近年の動向を踏まえた、地域における地熱開発と地域づくりの在り方を考えるため開催されており、湯里地区で地熱資源開発調査を進めている事業者の基調講演、地熱資源開発の将来について、協議会メンバーや研究者によるパネルディスカッションを行ったところでございます。

次に、し尿収集手数料の改定について御報告を申し上げます。

し尿収集手数料につきましては、平成１７年度以降、消費税分のみの改定にとどまっており、物価高騰分等については、南部後志環境衛生組合構成４町村が負担する遠隔地補助金を見直しながら、収集業者を支援してまいりました。

しかしながら、近年の人口減少と、下水道や浄化槽の普及、さらには燃料油や人件費等の高騰から、昨年１２月に、南部後志環境衛生組合の収集業者より経営支援の要請があったことから、南部後志環境衛生組合では、遠隔地補助金ではなく、し尿収集利用者の自己負担であるし尿処理手数料を値上げすることで検討を進めておりました。

南部後志環境衛生組合の構成町村で検討した結果、現行のし尿収集手数料１０リットル当たり６８円を、全道の平均であります７８円に改定することが、令和４年１１月２５日開催の令和４年第１回南部後志環境衛生組合議会臨時会にて議決をされております。

なお、この改定により、基本料金である３００リットルまでの料金２，０４０円が２，３４０円となり、住民負担が３００円増額となります。

また、し尿収集手数料の改定に合わせて、新たに建設工事の工事現場等に設置される仮設トイレについて、突発的な臨時収入となり、別にコストがかかっていることから、仮設トイレ１基につき１，５００円をし尿収集手数料に加算して徴収できるよう改定をされました。

し尿収集を利用している御家庭及び事業所においては、負担が増額となるところではございますが、し尿収集業務の確保、継続に向けて御理解をお願いいたします。

以上で、し尿収集手数料の改定について報告を終わります。

次に、本町のマイナンバーカード申請促進等の取組に係る総務省ホームページへの掲載について報告をいたします。

令和４年１２月１３日に総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室より、蘭越町においてマイナンバーカード申請件数の伸び率が、１０月は１８．９８％、１１月は１７．８６％と全国１位であったことから、本町の取組について、総務省のホームページ及び各自治体へ配付する参考資料の一部として掲載したい旨、依頼がありました。

取組としては、１０月に全職員の協力の下、マイナンバーカード未取得者に対し、電話での申請案内を行い、本町の４０％を超える高齢化を鑑み、希望者に対しては個人宅へ出張申請を実施したものでございます。

当初は、特別な取組だとは感じておりませんでした。が、先進事例として、総務省のホームページへ掲載されるということは、職員の努力もさることながら、町民の皆さんのマイナンバーカード取得の関心が高まった結果だと感じていることから、依頼を受け、掲載していただくようお願いをしたところでございます。

国がマイナンバーカード取得を推進している中、11月末時点で、本町の交付率も65.6%と全国平均53.9%を上回っており、今後は生活に必要なカードと言われていることから、未取得者への方も早めに申請をしていただければと考えております。

以上、本町のマイナンバーカード申請促進等の取組に係る総務省ホームページへの掲載について報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

議案第1号については、蘭越町再生可能エネルギー農林漁業健全発展化事業基金条例の議決をお願いするものでございます。

蘭越町内において、農山漁村再生エネルギー法に基づく再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者の売電収益を活用し、農林漁業の健全な発展に資する取組の推進を目的とする基金の設置に関し、規定の整備を図るため、条例を新たに制定させていただくものでございます。

議案第2号については、地方公営企業法の適用を受ける公営事業の設置等に関する条例の議決をお願いするものでございます。

令和5年4月から、簡易水道事業及び農業集落排水事業は、地方公営企業法による財務規程等を適用するため、必要な規定の整備を図るとともに、簡易水道設置条例等関係条例の廃止及び一部改正並びに施行前の必要な手続等の準備行為を行うため、条例を新たに制定させていただくものでございます。

議案第3号については、ふるさとらんこし未来応援奨学貸与及び給付に関する条例の議決をお願いするものでございます。

奨学資金特別会計及び奨学資金基金を廃止し、資金を有効に活用した上で、奨学金事業を引き続き実施していくため、条例を新たに制定させていただくものでございます。

議案第4号については、蘭越町学校給食費の徴収に関する条例の議決をお願いするものでございます。

学校給食費の公会計化に伴い、必要な規定の整備を図るため、条例を

新たに制定させていただくものでございます。

議案第5号については、蘭越町学校給食センター設置条例及び蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

蘭越町学校給食費の徴収に関する条例の制定に伴い、関連条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第6号につきましては、蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

蘭越町特別職報酬等審議会の答申に基づき、蘭越町議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合の引き上げについて、条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号については、蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

令和4年度人事院勧告の内容を踏まえ、会計年度任用職員の給料表の改定について、条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号から第15号につきましては、定年等に関する条例の一部を改正する条例ほか、関連する7本の条例について議決をお願いするものでございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の措置を講ずるため、また、令和4年度人事院勧告の内容を踏まえ、職員の給料表及び勤勉手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号については、蘭越町職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年年齢が65歳に段階的に引き上がることから、定年退職者がいない年度が発生することにより、職員の定数の見直しを図る必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号については、蘭越町営牧場管理条例の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

放牧地として、今後使用見込みのない牧場について廃止し、他の用途に供することができるよう所要の改正を行うため、条例の一部を改正す

るものでございます。

議案第１８号については、令和４年度蘭越町一般会計補正予算第７号でございますが、歳入歳出それぞれ４，８２７万７，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、１款から１０款までの給料、職員手当等、共済費の追加については、給料月額、期末勤勉手当の引上げによるものでございます。

総務費では、庁舎ボイラー修繕料１４５万４，０００円の追加、ＰＣＢ廃棄物処理業務委託料２１２万６，０００円など合わせまして、７２３万１，０００円を追加するものでございます。

民生費では、家庭的保育等事業給付負担金５３１万２，０００円の追加など、合わせまして１，２６７万６，０００円を追加するものでございます。

衛生費では、会計年度任用職員報酬１５０万円の追加など、合わせまして６７７万６，０００円を追加するものでございます。

農林水産業費では、産業振興基金積立金５００万円などを合わせまして９３２万９，０００円を追加するものでございます。

商工費では、雪秩父電気料９０万円の追加など、合わせまして２１３万２，０００円を追加するものでございます。

土木費では、湯の里ヴィレッジ周辺道路除雪事業補助金９０万円、さくら団地定住促進住宅購入費１５４万円の減など、合わせまして４５万９，０００円を追加するものでございます。

消防費では、羊蹄山ろく消防組合負担金７７万８，０００円の追加。

教育費では、体育施設電気料１２０万円の追加、野球場改修工事９８万円の減額などを合わせまして８７６万５，０００円を追加するものでございます。

歳入については、子どものための教育保育給付費負担金２１７万６，０００円の追加、蘭越町総合運動公園野球場大規模改修事業債３，５３０万円など、合わせまして歳入総額４，８２７万７，０００円を充当するものでございます。

議案第１９号については、令和４年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算第１号でございますが、歳入歳出それぞれ７１万３，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出では、奨学資金貸付金１０８万円の減額、奨学資金基金積立金２

５１万３，０００円の追加など、合わせまして歳出総額７１万３，０００円の追加。

歳入では、奨学資金償還金２７万６，０００円の追加など、合わせまして歳入総額７１万３，０００円を充当するものでございます。

議案第２０号については、令和４年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第２号でございますが、歳入歳出それぞれ１，１４０万２，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出では、地域振興事業財政調整基金積立金８０万円の追加、売店用品１，０３３万３，０００円の追加など、合わせまして歳出総額１，１４０万２，０００円の追加。

歳入では、売店売上収入１，１４０万２，０００円を追加するものでございます。

議案第２１号については、令和４年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第３号でございますが、歳入歳出それぞれ１２万７，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出では人件費１２万７，０００円を追加し、歳入では一般会計繰入金１２万７，０００円を追加するものでございます。

議案第２２号については、令和４年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第２号でございますが、歳入歳出それぞれ１０７万３，０００円の減額をお願いするものでございます。

歳出では人件費９万３，０００円の追加。給水メーター更新工事５０万６，０００円の減など、合わせまして歳出総額１０７万３，０００円の減。

歳入では、三和地区簡易水道整備事業債６０万円の減など、合わせまして歳入総額１０７万３，０００円を減額するものでございます。

議案第２３号につきましては、令和４年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第１号でございますが、歳入歳出それぞれ２０５万２，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出では、人件費８万円の追加、電気料１９７万２，０００円の追加など、合わせまして歳出総額２０５万２，０００円の追加。

歳入では、前年度繰越金２０５万２，０００円を追加するものでございます。

議案第２４号については、令和４年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第２号でございますが、歳入歳出それぞれ１，１１４万２，

〇〇〇円の追加をお願いするものでございます。

歳出では、人件費４５万２，〇〇〇円の追加、電気料１，６０７万６，〇〇〇円の追加などを合わせまして１，１１４万２，〇〇〇円の追加。

歳入では、宿泊料９７１万８，〇〇〇円の追加など、合わせまして歳入総額１，１１４万２，〇〇〇円の追加をお願いするものでございます。

なお、詳細については、議案説明の時に、担当課長から説明をいたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第４、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

２番金安議員、質問席へ着席願います。

２番金安議員。

○２番（金安英照） おはようございます。

２番金安です。

私からは公営塾開設について、教育長にお伺いをいたします。

公営の塾を開設されると伺いましたが、その端緒、きっかけや運営方法など、今、お話しできる範囲で構いませんので、概況等をお教え願います。

○議長（富樫順悦） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 金安議員の公営塾開設についての御質問にお答えします。

平成１９年度から始まった全国学力学習状況調査の平均正答率の推移を見ますと、学校間、年度間の差はあるものの、全国・全道平均より低い傾向があり、調査開始時に比べて改善はされてきておりますが、小学校では平成２７年を、中学校では平成３０年をピークに低下傾向にあります。

また、近年の調査ではＳＮＳや動画視聴、ゲームをする時間が長いなどの傾向が顕著に見られ、学校の授業以外での学習習慣の定着が大きな課題となっております。

今年の初めには、町内で経営されていた塾も取り止めたと聞き及んでおり、学校以外での学習を希望される子ども、またその保護者の受け皿が一つなくなつたと認識しているところです。

このような状況の中、全国的にも公営塾を実施している自治体もあることから、近隣で実施している自治体を参考にし、また、教育委員による視察も行い、本町での公営塾の設置、運営方法等について検討をしております。

内容の詳細は検討中ではありますが、小学５年生から中学３年生を対象とし、タブレットを活用した動画配信型の素材を、子どもたちが自分のペースで学習していくスタイルを基本的に考えております。

動画配信型なので、自宅での学習も可能ですが、自宅以外でも集中して学習できる環境整備も必要と考えており、その場所の確保や子どもたちの相談に答えられるよう、学習相談員的な人材の配置などの体制についても検討しております。

受講費用については、一定の負担をしていただくことで、子ども、保護者ともにモチベーションの維持が図られるものと考えておりますので、年間教材費及び毎月の費用の負担を考えております。

また、蘭越高校の振興策としても、公営塾を活用し、蘭越高校生の大学進学を視野に入れた事業内容となるよう進めているところです。

教育委員会といたしましては、学力の向上、学習習慣の定着、放課後の居場所づくりなどの観点から、来年度以降、順次、可能な事業から実施できるよう検討を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○２番（金安英照） はい。

最初にですね、お話のできる範囲でってことでお伺いしたのですけれども、教えていただいた概況はもうかなり具体的なところまできているんだなと理解いたしました。

他方、この生みの苦しみと申しましょうか、いろいろと見えない課題は山積されているのだろうと拝察もいたします。そのような中、早速、

来年以降から進められるということでですね、1点お伺いいたします。

それは既存の学校と、公営塾、要はその学校と塾との関係性、公共性については、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 金安議員の質問にお答えいたします。

学校と公営塾の関係性につきましては、学校においては、教育の基本、中核となる場ということで考えておりまして、塾はあくまでも補助的な教育のツール、としてとらえております。

民間の塾の営利的なものではなくて、公営塾として特に学校との連携、協働を進めながら、教育活動を行っていければなというふうに考えております。

既にですね、公営塾を開設している自治体の中学校の校長先生のほうにちょっと確認したところ、学校と公営塾の関係について、先生たちも特に問題があるような報告も受けていないと、互いに支障を来すことなく、子どもたちの学力向上など、スムーズに進められているということで伺っております。

次に、公共性についてですけども、こちら塾を希望する子どもに対して経済的な理由や、学力の差、程度、これにより塾に通うことができない子どもができないようにですね、特定の子どもが通う塾とはならないように配慮し、多くの子どもたちが、公営塾をうまく活用しながら、日々の勉強に取り組めるよう、公共性を保っていきたいなというふうに考えております。

はじめの答弁でも述べさせていただきましたけども、学習習慣の定着も目標の一つとしておりますので、塾による学習時間が、家庭学習を補完できるよう努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○2番（金安英照） はい。わかりました。

それを聞かせていただいて、大変安心いたしました。

では、地域教育環境の充実と、持続可能な有効性を期待できる、望まし

い教育の機会を設けた、用意された、この社会的必要性については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（富樫順悦） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 社会的必要性についてなんですけども、子どもたちの家庭学習環境にある、都市部との地域格差として町内に学習塾がないというハンディの解消を図ること、また、学力向上などに向けた環境整備を望む子どもたちや保護者のニーズの充足を図る必要があるものというふうに考えております。

また、本町には蘭越高校存続という課題もございます。蘭越高校に対しては、今現在も多くの経済的な支援をしているところなんですけども、学力向上のための環境整備も必要と考えまして、公営塾による支援により、生徒や保護者にとって、蘭越高校への進学を選択する際の一つの魅力となっただければというふうに考えています。生まれ育った地域で高校卒業まで過ごすということは、保護者の負担が軽減されるばかりではなくて、将来の地域を担う人材の育成も図られ、地域の活性化につながるものであると考えておりますので御理解願います。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○2番（金安英照） はい。

9月にですね、配布されました教育委員会所管事務の資料の中にですね、施策項目の中に、学校と地域が目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育ていくための組織的取組の推進と記されており、教育機関の保障の在り方を学校内外で模索していくことが重要であると、まさにこのたびの公営塾の開設はその象意の一端ではないのかなと感じております。何にしろですね、やり始めるってことはもう本当に大変なことですね、様々な課題と向き合って、その都度、その都度、修正を繰り返し、繰り返してですね、やがてそれがスタンダードになっていくと、こう期待をしております。

道法を学習して昼夜常に精進すと、このような言葉がございまして、勉強だけではなく、人としての成長、道理もあわせて、学び励むことが大事であって、子どもたちの学徳増進と知慧明瞭を願うばかりであります。

最後にですね、あとこのせっかくの朗報でありますから、これから進学のことや、塾がなくて悩まれていた方はじめ、対象者の皆さんにですね、早めの周知の心がけをですね、心がけていただくことをね、お願い申し上げます。その点、一つよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 議員言われるように、始めてからいろいろな課題が出てくると思います。今時点でも結構多くの課題があるんですけども、そのへんをですね、早めにちょっと修正をしていきたいというふうに考えております。

塾を運営していく中でも、やはり学校と塾との評価、これは継続的に行っていかなければならないなというふうには考えております。

いずれにいたしましても来年度、早い時期に開設できるように準備等を整えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（金安英照） 終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、金安議員の質問を終わります。

次に、1番淀谷議員、質問席へ着席願います。

1番淀谷議員。

○1番（淀谷融） はい。1番です。

○議長（富樫順悦） マスク外していいですよ。

○1番（淀谷融） はい。1番淀谷です。

私のほうから、気候変動・地球温暖化に対する取組についてと、旧蘭越診療所の跡地計画等についての2問について質問させていただきたいと思います。

最初に、気候変動・地球温暖化に対する取組についてでございますが、気候変動対策は、地球全体の課題であります。

世界的に地球温暖化に歯止めをかけるために、脱炭素に向けて取り組

まれております。本町では、本年４月に、気候変動・地球温暖化対策等に取り組むために、総務課に気候変動対策係が新設されました。今後の取組に期待するところでございます。

そこで、国や北海道においては２０２０年に、２０５０年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。

さらに、衆議院、参議院において気候非常事態宣言が採択されました。現在１３０の自治体が宣言をされております。北海道は２０２１年３月に気候非常事態宣言が決議されております。

また、全国的に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す自治体、ゼロカーボンシティは令和４年１０月末時点で７９７自治体が証明されております。今後表明される自治体が増えていくものと考えております。北海道においては、１７９市町村のうち８０市町村、約４５％となっております。気候変動・地球温暖化対策の取組は、各自治体の取組に対する姿勢が重要であると考えております。

そこで、本町において、気候変動・地球温暖化対策に取り組むのであれば、気候非常事態宣言や、ゼロカーボンシティを表明をされて取り組んでいくべきだと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の気候変動地球温暖化に対する取組についての御質問にお答えをいたします。

議員から気候変動及び地球温暖化対策に取り組むならば、気候非常事態宣言やゼロカーボンシティを表明した上で取り組むべきではないかという御質問についてでございますが、私といたしましては、これらの表明がゴールではなく、表明に至るまでのプロセスが非常に重要であるというふうに思っております。気候変動や地球温暖化といった環境問題への適応は住民一人一人の理解と参加によって、はじめて達成されるものと考えております。

御承知のとおり、本年６月から学びの場として、大気・海洋交流センターを蘭越町貝の館内に開設し、環境問題に関する情報発信の拠点として運用をしております。今年度はＪＩＣＡの海洋ごみにおける研修での利用や、文房具製造業者、蘭越中学校、町の３者が協力し、海洋プラスチック

クを材料としたボールペンを教材に中学生の環境学習に取り組んでおります。

また本町におきましては、今月２日に成立した国の令和４年度第２次補正予算を活用して、環境省が支援する地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画の策定を行う予定であります。本町ならではの特色ある計画を策定し、脱炭素社会の実現を目指すプロセスの一端に位置づけたいと考えているところでございます。

さらに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画として、２０２４年度から始まる次期事務事業編については、２０５０年までに温室効果ガス実質排出ゼロを見据えた内容を検討し、併せて町内全域を対象とする区域施策編の策定も視野に入れて、気候非常事態宣言、さらには、ゼロカーボンシティの表明に道筋をつけていきたいというふうに考えているところでございます。

気候非常事態宣言やゼロカーボンシティの表明をして執り進めるべきという議員の御質問の趣旨は、私としても理解はいたしておりますけれども、脱炭素社会の実現に向けた目標、そして講じるべき手段を事前に示すことが非常に重要で、そのため、本年度から専門の体制を整え、気候変動及び地球温暖化対策に適應する施策を進めておりまして、これらのプロセスを踏まえた上で、表明についても２０２４年度から始まる地方公共団体実行計画において、前向きに検討したいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○１番（淀谷融） 今、町長のほうから表明することではなくても、そのプロセスが大切っていうことの御答弁でありました。それで、今年末、地球温暖化対策推進法ということで４月に改正されまして、先ほども言いましたが、２０５０年実質ゼロ、カーボンニュートラルを目指すということで、この法律が改正になる４月から基本理念が新設されたと、法律に載ったという経過があります。

そこで、法律にもその基本方針が載ったので、自分としては、蘭越町もその目標の達成のために向けてですね、やっぱり地方公共団体、一地方公共団体としての役割を果たすためにですね、やっぱりそのゼロカーボンシティを表明されて、積極的に排出量の削減に取り組んでいくってい

う、そういう明確な姿勢、示すべきではないかなというふうに思っているわけであります。

最終的にはそのプロセスを経て、その段階を踏んで表明をされたいということなんですけども、それも確かに大事なのかもしれませんけれども、やはり、先にそのプロセスとか、蘭越町として、ゼロカーボンシティに向けてやっていくという姿勢、こういう姿勢を最初に示して、そしてそれに向かって、目的っていうか、計画に沿ったものをやっていくっていうことが、大事ではないのかなと思うんですが、もう一度、町長の御答弁をいただければと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、気候非常事態宣言、さらには、ゼロカーボンシティを表明することによって、町民に注目をまず集めて、そして、気候変動を緩和する政策を積極的に打ち出していくべきではないかということとは、私もその手法も理解をしているところでございます。現在、気候非常事態宣言北海道では5自治体だと思います。そのうち2自治体は、議会で決議をしているというような状況だと思います。それとあわせて、ゼロカーボンシティの表明について、蘭越町においては、2007年に蘭越町地球温暖化対策実行計画というものを策定して、さらに、2019年から2023年度の5か年、2回目ですね、策定を行っているところです。これも議員も御存じだと思います。

そのような中で、私は、まず町民が理解をして、町民の協力がなくなかなかこの事業は達成することは難しいのではないかなというふうに思っております。特に、二酸化炭素の削減率、非常にその数字を出すというのは難しいことです。今回、道の担当の方から、研修を受けて、なんとか公共施設の削減っていうものを、今、出せるようにというか、そういう数値化をあらわしながら、町民に理解をしてもらって、蘭越町では二酸化炭素を削減するために少しでも努力してると、それを皆さん一緒に共有して、実は頑張っていたいただきたいんだと、私はそういうプロセスの中でやっていくことが必要だなというふうに考えております。

ですから、議員がおっしゃるとおり、先にそういう宣言をして、そして、それをやっていくか、私は、ある程度、今、少しずつ、二酸化炭素な

り、そういう職員もきちっと勉強しながら、町民にいろんな資料を提供できる、そういうような場をつくって、町民にも、きちっと協力をしてもらって、そして宣言していく、そこが大事ではないかなっていうふうに感じてるところでございます。

ですから、議員のおっしゃってることを、私も一つの方法だっていう部分で理解をしておりますので、この宣言については、先ほど答弁で申し上げましたが、次回の計画、2024年っていうのは、もう来年からそれを策定していかなければならない、そういうような時期になっておりますので、その中でですね、私は、そういう宣言をするような文言をその実行計画の中に入れていく、そういうようなことを内部で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） 確かにそうなんです。制限したからといって、実際に実行していかなければ意味がないということだと思います。だから、計画を立ててそれに向かっていくというのはとても大切なことだと思います。

それで、先ほど言われましたその蘭越町の地球温暖化実行計画ということで、5年間の計画ということで、来年で最終年度ということで、2024年度から新たな計画が実行されるということであると思います。説明にもありました。その中で、今、現在、蘭越でやっているのは、そのうちの、その実行計画の中には、事業、事務事業編と区域施策編の2種類の分類があって、逆に今は事務事業編だけの部分を計画で実行されているというふうに思っています。先ほどの答弁の中で、あと、区域施策の編も検討されたいということと言われておりましたので、事務事業編については全ての情報公共団体が作成しなきゃいけないという部分があるんですけども、その区域の施策編については、都道府県とか、指定都市または中核市は策定をしなきゃいけない、そのほかの市町村の努力義務となっているわけでありまして、これも、かなり、今年の4月から改正されてかなり、非常に幅広い分野における施策が必要になってきたというふうに思っております。

それで、今、言われたように、宣言をしないのもよろしいと思うんですが、やはりそういう全体、蘭越町全域の区域の計画を立てていくべきだ

と自分は思っておりますので、その変更、2024年に向かっては、やはりその区域施策編も含めた中で検討されていっていただきたいというふうに思っております。

その中で、やはり、先ほども言われておりましたように、蘭越全域の二酸化炭素の吸収量とか排出量、把握しなければならないという、これが一番大きな問題だと思うんです。やはり、2024年に向かっていくのであれば、来年度1年ありますので、やはりその全体として二酸化炭素の全蘭越地域の把握に努めていただければなと思います。そのためには、やはり、今の町のスタッフ、係のスタッフは職員1人と、会計年度任用職員、2人ということであります。現状としては。やはりそれをしていくにはその2人ではとても無理だと自分は考えますし、やはりそこに専門的な職員とか、ある程度の職員を増員しなければなかなかその計画はできないかなと思います。そういう部分も含めて、町長の今後、どのようなお考えなのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の再質問にお答えしたいと思います。

やはり、ゼロカーボンを目指すというふうな部分では、町のほうで、繰り返しになりますが、推進していく、そういう部分は、町民の理解がなければ、まずできません。公共施設だけ削減しても、それは達成はできないというふうに考えております。

現在、その削減量を、数値的にあらわすというのは非常に難しい状況だ、これは議員も理解されているのではないかなというふうに思っております。北海道においても、ある程度、数値目標はしておりますが、モニター制度で、そのモニターで、ある程度数値を把握して、そこを人口とか、そういうものに掛け合わせた部分の中で削減していると。ですから、これをきちっとした数字にあらわすというふうになると、相当難しい部分もあるのではないかなというふうに考えているところです。

それとあわせて、二酸化炭素を削減するという部分だけではですね、ゼロカーボンするのはやはり難しいというふうに考えています。これは、森林整備、これはCO₂を吸収するという、そういう役割を持ってる森林整備もあわせて、この二つがきちっと機能することによって、私はゼロカーボンに向けて努力、いけるのではないかなというふうに考えてお

りますので、議員がおっしゃる専門的な、今、職員とかですね、そういうことも言っていて大変ありがたい部分もあります。なるべく町民の方々に、今やってる環境問題を含めて、周知を図りながらですね、協力体制をどういようなかたちで町民から得られながら、削減に向けてしていくのかっていうのは、十分内部で検討しなければならないことだなというふうには思っております。

24年に策定するその計画の中、それと区域編、それについても前向きに私はやっていきたいというふうに考えておりますし、24年度の計画の中では、ゼロカーボンという部分と、ゼロカーボンシティの表明するというような文言もですね、その計画の中には是非入れた部分で進めていきたいというふうに、これは、先ほどから答弁をしている部分でございますので、内部的な、人事関係についてもですね、横の連絡とりながら、なんとか限られた人数の中ですので、いっぺんに増員っていうのはどうかなっていうふうにも考えておりますが、今、議員おっしゃられた部分も十分内部で検討しながらですね、気候変動、さらにはゼロカーボン、そういうようなものに蘭越町が環境もきちっと整えていくまちづくりというものは進めていきたいというふうに考えております。答弁になったかどうかはあれなんですけど、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） はい。わかりました。

たまたま令和4年度の町政懇談会の部分の資料を見たら、ここにゼロカーボンの取組ということで載っておりまして、この部分でやはりPRをしていかなきゃならない、ゼロカーボンってなんだろうということで、北海道の場合でも、なんて言うのかな。調査したと、若い20代、20代の方かな、約半数がわからないということがありましたので、やはりこういう部分をPRしていく必要がとてもあるのかなというふうに思っております。

それでちょっとあれなんですけども、ここ読んで中で、ここを目指していくというふうに書かれておりまして、その中で、先ほど町長も言われたように、みんなでやっていかなきゃならないという部分がありまして、ここに、ゼロカーボンの実現、スリーアールって書いてるんですよ。多分スリーアールっていう、専門的に分かる人は分かるのかなと思うんです

けど、町民にところどころにいった場合に、スリーアールってなんだろうって、三つのアール、やってて、なんか僕、ちょっと自分自身もわかんなかったんで調べてみたら、リデュース、リユース、リサイクルっていうそういう三つがあるということで、やはり町民にもっと知ってもらうためにも、ここに補助的な文言も入れて説明されていくとよろしいのかなというふうに思っております。

町長のわかりました。温暖化に向けて、今後の方針わかりましたので、なんとか頑張っていたきたいと思います。実現に向けて進めていただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（富樫順悦） 答弁いいですか。

○1番（淀谷融） あれば。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

非常に、議員のおっしゃってることも、私、理解してるし、やはり気候非常事態宣言、さらにはゼロカーボンシティというものに、蘭越町も取り組んでいきたいっていう、そういう姿勢はですね、きちっと職員と共有しながら行っていきたいっていう考え方はございます。それとあわせて、町民にやはりわかりやすく説明していくという部分も必要だと思いますし、前段、行政報告で、昨日、地熱の会議が行われたときに、実は、蘭越中学生が非常に興味を示しておりまして、その会議が終わった後に、うちの担当とですね、国のほうの担当っていうか、その方々が蘭越中学校に行って、総合学習の中で環境問題、地熱の状況、そういうようなこともですね、実は、勉強をしている状況です。ですから、私も非常に、子ども、小さい子ども、そういう部分の中でも、そういう学習をしてくっていくことも必要ですし、蘭越町にあるいろんな資源、これが、今、再生可能エネルギーの部分で、果たしていく役割が非常に大きいということも含めて、町民の皆さんにいろんな部分でですね、PRしていくことが大事だなというふうに考えておりますので、内部で十分検討して進めたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富樫順悦）　ここで１０分間休憩をいたします。
再開は１１時１０分といたします。

○議長（富樫順悦）　再開いたします。

○議長（富樫順悦）　休憩前に引き続き、一般質問を行います。
１番淀谷議員、２項目に移ってください。

○１番（淀谷融）　旧蘭越診療所の跡地計画等についてお伺いします。

先般、１１月に開催された蘭越町議会総務文教常任会にオブザーバーとして参加いたしました。委員会の中で、共生型施設建設事業計画のこれまでの経過と検討の結果について御報告がありました。

共生型施設建設に向けて、関係団体等から推薦された委員で構成される蘭越町共生型施設基本構想策定委員会が設置され、検討されてこられました。当初、共生型施設建設は、現在、蘭越診療所が建設された場所に建設予定でしたが、蘭越診療所建設が優先されました。共生型施設建設は、旧蘭越診療所跡地を予定地として、新蘭越診療所が完成するまでの間、委員会の開催が休止とされました。今年７月に休止されていた委員会が開催され、共生型施設建設計画の実施に向けた、取組は一旦休止することで意見がまとめられ、委員全員を解任されました。また、旧蘭越診療所の施設にアスベストが含有しており、アスベストの除去費用を含めて解体工事費に約１億５，０００万円が必要との方向でありました。

そこで、次の２点について町長に伺います。

１、旧蘭越診療所跡地利用計画の共生型施設建設事業計画については、事実上の白紙撤回と受け止められますが、改めて今後の計画と考え方をお聞かせください。

２点目です。危険性のあるアスベストを含有している旧蘭越診療所の解体に向けて、迅速に対応すべきと考えますが、町長の考え方をお聞かせください。

○議長（富樫順悦）　金町長。

○町長（金秀行）　淀谷議員の旧蘭越診療所跡地計画等についての御質

問にお答えをいたします。

まずは、議員の御質問の前段にあります、１１月に開催された総務文教常任委員会所管事務調査で報告いたしました共生型施設建設事業の経過と検討の結果について、改めて御説明をいたします。

共生型施設は、平成２６年に町職員で構成する中心市街地再利用再開発庁舎内検討委員会にて、中心市街地の活性化を目的として、旧北海信金と旧高橋薬粧跡地を活用し、６５歳以上の自立した生活ができる方の居住施設を建設する共生型施設建設事業として構想したもので、その後、平成２９年５月から、共生型施設についての基本構想を策定する委員会を設置して、道内視察を含め、検討を進めてまいりました。

なお、委員は、厚生事業団、社会福祉協議会、商工会、予定地隣接の二つの町内会、関係５団体から推薦いただいた６名、関係する各課長による構成となっております。

しかし、建設地として検討していた場所へ統合診療所を建設することとなり、これを受け、委員会では平成２９年１１月に、旧蘭越診療所解体後の跡地を予定地として、統合診療所建設完成までの間、委員会を休止することを決定いたしました。

今年の７月２１日、委員会を再開し、改めて予定地の状況説明と併せて共生型施設建設に係る御意見を頂戴し、それらを基に内部で検討した結果、現段階では、計画実施に向けた取組は一旦休止する決定をし、御報告を出したところでございます。

その上で、議員から１点目の旧蘭越診療所跡地利用計画の共生型施設建設事業計画については、事実上の白紙撤回と受け止められますが、改めて今後の計画と考え方についての御質問でございますが、再開した委員会においては、この間に民間アパート建設などによる、空き地、空き店舗の変化や、市街地の玄関口となるＪＲの廃止と、バス運行への転換など、様々な環境が変化してきた現状を踏まえて、ＪＲ跡地の活用も含めた場所の選定やニーズ調査などを行った上で、改めて検討する必要があるのではないかという意見がございました。

したが、今後はＪＲ廃止後のＪＲ跡地資源の活用と、バス運行に伴う町内交通網再構築など、ＪＲ廃止に係る施策もあわせて検討し、居住施設を含む各施設施策を進める必要がございます。

そのため、共生型施設建設事業計画についても、ＪＲ廃止に係る各施設施策を含めた包括的検討を行う過程で、改めて検討することとし、そ

これらの結果、共生型施設建設事業を取り進めることとなった際は、関係団体から委員を推薦いただき取り組むこととし、現段階では、計画実施に向けた取組は一旦休止とすることとしたものでございますので、御理解を願いたいと思います。

次に、２点目の旧蘭越診療所の解体に向けて迅速に対応すべきとの御質問についてでございます。

旧蘭越診療所は築４８年の経過とともに経年劣化が進み、倒壊の危険はないものの、冬期間の交通や地域環境、また、スクールゾーンに隣接し、交差点の見通しも悪いことから、昨年早い段階から解体を検討しておりますが、解体費用を積算したところ、建物にアスベストが含有していたため、解体費用が２倍以上に膨れ上がり、その財源について、有利な起債・補助金等、関係機関を含め内部で模索しているところでございます。

また、議員御指摘のアスベストの危険性については、平成１８年以前に建設された建築物のほとんどにアスベストが含有しており、旧蘭越診療所においても、アスベストが含まれておりますが、解体作業を行わなければ、飛散するリスクは低く、健康被害等を懸念されるものではないというふうに考えております。

従来、アスベストは、断熱性、耐火性、防音性などの特性により建築製品等の多くに使用されてきたもので、今回の旧蘭越診療所のように、解体を要するときには、アスベスト除去費用が加わり、解体費用全体を押し上げるものであることから、先般、アスベストが含有される建築物の解体等に係る補助制度の拡充について、私から国等の関係機関へ要請をしたところでございます。

私もできる限り早期に解体したいと考えておりますが、今後有利な財源確保を担保した上で、迅速に解体を取り進めるよう検討するとともに、あわせて、解体後の跡地利用について、スクールゾーンの安全性や、冬期間の除排雪、市街地の環境整備などを考慮しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○１番（淀谷融） この質問、跡地計画の質問についてなんですが、同僚議員が昨年の第１回定例会で同じような内容のことで御質問されてお

ります。

その中で、町長の答弁の中で、旧蘭越跡地については、高齢者共生型住宅の建設に向けて取り組んでいきたいという考えを示しております。その間の、時間が経過しているから、再度、町政懇談会等、町民等の方々や、議会の御意見も伺いながら、進めていきたいという答弁でありました。

それで、昨年度の一般質問答弁書を見ていたら、町長はやはり、その跡地に、共生型の施設を建てたいというお考えが結構ありまして、その中で言われた、先ほど言いましたように、町民の意向を確認しながらとか、これから住みたいという方のニーズも調査をしながら、その中で検討していきたいというふうに答弁されておりました。そういうこともありましたので、今回のプロセスとして、一般住民の方々や、高齢者の方々の多くの意見を伺う、または、共生型施設が建設した場合に、高齢者への入居の希望についても、アンケート調査を実施をした上で、検討委員会で諮るべきであったのではないかなと思っているわけであります。

その結果、入居希望者の状況把握とか、施設の規模等から、現跡地への建設の是非について、再度検討するという、そういうプロセスが非常に必要だったのではないかなと思っているわけであります。

まず、それで、再度、委員会が、診療所が建設されてから、再度、その検討委員会が7月に開催されたということではありますが、1回の開催の中で、いろんな意見もあったと思うんですが、結論を出されたということは拙速な判断ではなかったかなというふうに捉えているわけですが、再度、町長はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員から、再質問では、プロセスが大事できちっと踏んでですね、これを決めたのかっていうことでございますが、私としては、検討委員会を、まず開催をして、その検討委員会を再開した部分の中で意見を聞いてですね、今後どう進めるということをやっていく、これがまず第一でないかなというふうには考えました。

そのために、検討委員会を再開をしてほしいということで、副町長を中心としながらですね、検討委員会を開催し、そして御意見をいただきました。

まず、その意見をいただいた中では、先ほど答弁しましたが、非常に中

心市街地、街の中の形態が変わってきているという部分の中で、いろんな空き店舗も含めてですね、住宅が建ったりとか、実は、町の中で駐車場とか、雪捨て場とか、そういうものもだんだんなくなってきた、そういうような対応も考えなければいけないというような声もあったというふうに伺ったところでございます。

ですから、私としては、あそこに共生型住宅を建設したいという願いはありましたが、委員の部分の中では、もう少しＪＲ跡地、あそこも、約ですね、今、地番だけで言うと、駅周辺と道道の踏切とか、そのへんのところ１地番になってまして、その面積が約２万５，０００平米、２町５反ほどあるという、そういうものも今後、ＪＲから利用するかどうかと、いろんな部分の協議なされてきますので、それとあわせて、今、議員がおっしゃった、本当に共生型住宅が必要なのか、さらには違う部分の中の開発というものがいいのか、そういうことを是非進めていきたいなというふうに、実は、委員会を再開して、いろんな意見を伺った部分の中で、私なりに感じたところでございます。

ですから、全くあそこを中止にしてやらないというかたちではなく、あそこも含めてＪＲの跡地、そこも活用した部分の中で、共生型住宅、さらには、ほかのいろんなまちづくりに資するいろんな事業を進めていく、これをですね、それは議員や町民の皆さん、そういう部分の意見を聞きながら、私は進めてまいりたいと。ですから、あそこをもう全部中止にしちゃってやらないっていうかたちではなくそういう、意見を踏まえた部分で、今後また検討していきたいというふうに、現在は思っているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○１番（淀谷融） その捉え方のプロセス、これは町長と僕の捉え方の違いだと思うんですけども、それで、ここの跡地っていう、当初、共生型施設の建設計画っていうことは、旧蘭越、信金の跡地に建てるということで、平成２８年度に住民に説明会もされて、そして翌年２９年度に、先ほど言われたように、統合の診療所が優先だということで変更されたというふうになって、現在に至っているわけでありまして。その中で、この２８年度に建てられるということを説明された中で共生型施設に向けて、高齢者の方で建設に期待してた方がおられまして、まず建設したらここ

へ入居したいと希望されていた方がおられたと伺っております。そういうことでもありまして、例えば、僕はその中心市街地の共生型の施設についてのあれなんですけど、例えば、町内を離れて、都市部でお住まいのお子さんたちがおられると思うんですけども、やはり蘭越に住んでいて高齢になった御両親のことがとても心配だというふうに思われますし、そういうことが心配で、そういう両親を同居するなり、また近くに住ませたいということでいくら都会に呼んでも、やはり一時同居したとしても、両親はやはり都会での暮らしに馴染めなくてですね、地元に戻ってこられるという方もおります。また、今、だんだん高齢者が増加、増えていくっていう中で、今後、町内の郊外に住まれてる高齢者の方っていう方々なんですけど、高齢者になって、運転免許の返上等も考えられますし、そうしますと、通院や買物などの交通移動手段、冬期間はやはり除雪作業等にも苦勞されている方も現実にはいるし、これからもそういう方が出てくるというふうに思っております、そこで、そういう人達が、安心して暮らせる、そういう高齢者の共生型住宅っていうか、中心市街地に建設されれば、とても、ほかの子どもたちも安心するのかなというふうに思っているわけでありまして。

それで、先ほど言われました、検討されるということなんですけども、僕、自分としては、やはりその中心市街地のところに、高齢者の居住施設を集約するということは、とても大切なことだというふうに思っております、先ほども言われましたように、JRの跡地計画とか、そういうものもあって、再度検討されるということでございますので、やはりなんて言うのかな。高齢者のこれから検討されるということでありますので、やはり一般住民の方や、若い人とか、高齢者の方も多くの方の意見を伺うためにね、そういう方を検討委員会に入れる、募って入れていくということが大切じゃないかなと思うわけでありまして。関係団体から推薦された方ばかりじゃなくて、今、言われた方も含めて検討されていくことがとても大切ではないかなというふうに思っております。

そういうことで、再度検討、そういうことの町策定検討委員会を設置するのはそういう方も含めた中で検討されていただきたいというふうに思いますし、まず、その中で、住民の皆さんの意見やアイデアも募ってですね、町と町民が一丸となって知恵を出し合って、策定、検討されていきたい、いただきたいというふうに思っております。

それと、次に二つ目なんですけれども、その解体の部分なんですけど

も、町長のほうから財源的なことと、今の試算の部分では低いから、それは影響はないんだということの御答弁でありました。アスベストは健康に一定の影響を与えるということは御承知のとおりであります。まず、適正な維持管理をしていかなければならないというのも常識であります。先ほど町長の答弁ありましたように、蘭越診療所は49年に建設されて、老朽化し、現在も、また耐震性の基準にも満たしていないという建物であります。だから、そういう施設であったから、蘭越診療所を統合して建てられたというふうに思います。それも一つの要因であったのではないかというふうに考えております。

それで、先月11月、蘭越で震度3の地震がありました。かなり、とても大きく揺れたと感じておりまして、自分自身はどこが震源地なんだろうかなというふうに思ってテレビをつけたら蘭越が震源地、とても今までは考えられない。蘭越が震源地なんてとても考えられないことであります。でも現実には起きているわけでありまして。だから、基本的に今の診療所の状態が、被災によるおそれが現状はないとしてもですね、震災が起きる可能性はないわけではないわけです。あるわけです。やはり、そういうことを想定するならば、今後、診療所は早めに解体すべきというふうに捉えるべきではないかなと思っておりますし、もし万が一、被災してそれが診療所が崩壊、倒壊とか損壊した場合、またそれによってアスベストが飛散すれば、周辺の住まれている住民の方にとっても大きな影響を与えるということになると思います。

それと、財政問題について、それも一つまたありまして、そして財政問題について述べられておりましたが、有利な起債とかうんぬんということと言われておりましたけども、例えばですね、一般的な家庭に例えた場合なんですけども、住宅が老朽化して新たな土地に新築の住宅を建設すると、しかし、それで建てたけども老朽化した旧住宅そのまま放置してはいけないと、だからそれはやっぱり解体しなければならないというふうに一般的には考えます。でも、解体する費用がないと、日常の生活費の中から、なんて言うかな。余力なお金の捻出ができない。そうした場合には、一般的に家庭であれば、こつこつと積立ててきた積立金を取崩して、そこに充てようというふうに考える。これが一般的だと思うんです。それを行政に例えるのであれば、蘭越町には、基金というか、公共施設整備基金があります。その中で、3月末で約25億を積立てているわけでありまして。そして、先ほど言いましたように、そのうちの解体工費が1億

5,000万がかかるということであれば、それをやはり、緊急の場合を考えて1億5,000万を取り崩して、そこに充てると、そしてまたこつこつと積立てていくっていう手法もあるんじゃないのかなと思います。それで、お金がないわけではなくて、どこにどのように使うかという工夫だと思うんです。それでこの基金が25億あるということで、2か年のまた会計をちょっと剰余金を調べたら、約3億4,000万積んでる。剰余金がある。その剰余金からある、先ほど言った1億5,000万の部分を取壊しができるんじゃないかなと思いますし、また、今までの会計の補正予算の中で、逆に積立てた分で2年度で1億円、3年度で2億円積んでいるということもありますので、そういうふうにと考えると、やはりそういう危険なものっていうか、診療所を建てる場合にですね、それは危険だから、統合して建てた、やっぱり今、何かが先ほど言ったように、震災が起きる可能性はないわけじゃないので、やっぱりそれを考えた場合には、今のうちに早めに、解体しておくべきではないかなというふうに自分は思っているわけでありましてけども、そのへんどのようにお考えでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の再質問にお答えしたいと思います。

2点について、議員がおっしゃってる部分で、共生型住宅をきちっといろんな方々を入れながら、今後建設に向けて検討をすべきだという御意見、それは私も理解をしているところです。ですから、今は、委員会の再開をして、再度、全体的に検討すべきだというようなことが出ましたから、今後の進め方をどういうふうなかたちでやっていくのか、今、JRの並行在来線問題に関わって、バスのルートというものを町民に説明をしているような状況です。跡地含めて、今の市街地をどうしていくかというのは、これは早急に私も検討しなかったらならないというふうに思ってますし、あわせて、議員がおっしゃった、町民がどれだけその共生型住宅を望んでいるのか、そういうようなことも、きちっと再度、把握しなかったらならないのかなっていうふうには思っているところです。ですから、そういうものも今後含めてですね、内部で町民にいろんな意見を聞くような手法をとりながら、再度、検討委員会を開催しながら進めていく、その時期、その時期の前に、どれだけ必要性っていうか、そういう

ものがあるのか、それは内部で十分検討したいなというふうに思っております。それが共生型住宅の今後の進め方で行いたいというふうに考えているところです。

それと、旧診療所 1 億 5,000 万かかる、これを基金で全てやったほうが良いというような御意見です。議会として、そういうふうな部分で、是非やるべきだというような、御意見もあるのかどうか、それと、私は財政を運営している以上ですね、1 億 5,000 万を基金で、ただ全部やっていくということがいいのか、やはり有利な交付金とかそういうものを首長として努力をして、そしてその中で、どうしても足りない部分は一般財源を投入してですね、壊していく、今の中では、1 億 5,000 万のうち、交付金は 1 割しかございません。あとの残は一般財源で壊さなきゃならないんです。私は、それは、やはり、もう少し交付金が、いろんな部分で手当てをして、そして、診療所を解体したい、解体したいのは私も早くしたいというふうに思っております。ですから、今、答弁申し上げましたが、国のほうにも、アスベストの対策はどんどんどんどん審査が厳しくなっていく、厳しくなってくかわりに、財源措置が全然ないという、そういう現状をきちっと国でも検討してほしいということを申立てておりますので、そういうようなことの、国からのいろんな回答とか、現状を再度聞いて、そして、やはり、どれぐらいの金額でですね、今は 1 億 5,000 万かかるというものを、どれだけ的一般財源で、壊していかなかったらならないのか、それと跡地計画、跡地計画もきちっと定まっていけないと、その中で解体費用というものが、起債とかそういうものも使っていけない。ですから、やっぱりそこと合わせながら、今、検討しなきゃならないのかなというふうに思っているところでございます。議員がおっしゃったとおりですね、基金を崩して、全部やっていいよというような声が非常に多い、そういう部分であれば、私も、そういう判断をいただきたいなというふうには思ってますが、町政を預かる立場としては、私は有利な財源、そういうものを少しでも導き出して、それから、議員の方々にも、どうしてもこの部分のほかは一般財源で取壊しをさせていただきたい、そういうふうに進めていくべきではないかなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○ 1 番（淀谷融） 最後にします。

はい、わかりました。

それで、その有利な補助金とか交付金等について国のほうに要望していくということでございますので、ずっとそのまま放置しておくということになりませんので、早めな解体に向けて努力をしていただきたいと思います。

それと、計画なんですが、JRですけども、30年度末で新幹線ということで、これもあと年明けたら8年という、すぐ来ますので、やはりその検討委員会も早急に立ち上げて進めていくべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（富樫順悦） 答弁いいですか。答弁。

金町長。

○ 町長（金秀行） 淀谷議員の、今、おっしゃってた部分について、十分内部でですね、検討委員会の部分と診療所の解体については、やはり私も有利な交付金、これは是非、導き出した部分の中でまた議会等にも相談したいというふうに思っております。

検討委員会については、内部のほうで十分検討した部分で進めさせていただきたいというふうに思っております。御理解願います。

○ 議長（富樫順悦） これをもって、淀谷議員の質問を終わります。

次に、8番赤石議員、質問席に着席願います。

8番赤石議員。

○ 8 番（赤石勝子） はい。

私からは1点、お願いいたします。

町内の公園の遊具の適切な更新等についてお伺いいたします。

子どもたちの健全な発育には、外で体を使って遊ぶことは必要不可欠なことだと感じています。

今年度、老朽化していた、なかよし公園の遊具が、森林環境譲与税を活用し更新されました。利用する子どもたち、保護者も新しい遊具を大変喜んでしていると聞いております。

なかよし公園の遊具更新は、安全確認が実施されたと聞いております

が、町内の各公園に設置されている遊具についても、安全確認を実施されたのでしょうか。されたのであれば、その結果についてお知らせください。

また、以前に、せせらぎ公園の遊具更新増設についてお願いしたことがございました。せせらぎ公園は、駐車場やトイレが完備されており、利用しやすいことから、町内外からたくさんの親子が訪れ、広いスペースでのびのびと遊ぶ姿が見られますが、遊具数が少ないとの声も聞かれています。

町内の公園を利用される方々が安心して遊べるよう、遊具の更新や増設について、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の町内の公園の遊具の適切な更新等についての御質問にお答えをいたします。

はじめに、遊具の安全確認についてですが、町が管理している公園は九つあり、５８基の遊具が設置をされております。

各公園は、三つの課で管理をしており、それぞれが遊具の安全確認を実施しております。

確認の方法は、目視のほか、触診などによる遊具の変形、異常の有無等を、雪解け後の一斉点検や、暴風の後、利用者からの連絡による随時点検で行い、その状態によって修繕、部品交換、撤去など、必要な措置を講じております。

本年度、統一的な基準に基づく評価を行うため、安全点検を専門業者に委託しました。

その結果、５８基の遊具全てに少なからず劣化した箇所が見られ、特に事故につながるおそれのある遊具も特定されたため、その使用を禁止し、なかよし公園では木製遊具に更新いたしたところでございます。

次に、遊具の更新と増設の考え方について申し上げます。

遊具の更新要件には二つ考えられ、一つは、修繕では施設の安全性が確保できない場合、もう一つは、施設が古く、機能性が低いため、あまり使用されていない場合があります。

また遊具の増設については、需要と供給の観点から、明らかに供給が不足している場合となりますが、その場合には、利用の状況を十分把握

するとともに、児童公園以外では、子どもに限らず、多くの方の利用形態などへの十分な配慮が必要と考えております。

そうしたことを考え、本年度は大谷団地公園を整備し、新たに遊具を設置をいたしました。

来年度以降については、緑ヶ丘団地児童遊園の遊具の増設、昆布子育て支援住宅の公園整備と遊具の増設などを計画をしております。

また、せせらぎ公園の遊具の更新、増設については、議員おっしゃっており、平成29年第3回定例会において、せせらぎ公園の遊具の増設について、土曜日、日曜日に、町外からの利用者も多く訪れる当該公園には遊具をもう少し増設することができないものか御質問をいただいたところです。

その際、私も、町の観光資源という側面をあわせ持つ当該公園の施設充実は急務であります。遊具の設置が高額なため、財源の確保の問題、遊具の増設に伴う公園レイアウトの検討並びに施設の再構築を進めたいとお答えしたところでございます。

議員御指摘のとおり、せせらぎ公園は駐車場やトイレが整備され、休みの日には町内外からたくさんの親子連れの遊ぶ姿が見受けられ、私も微笑ましく拝見させていただいている一方で、当時の議員からの質問から5年が経過し、遊具の更新、増設をいまだ果たしておりませんこと、大変心苦しく感じているところでございます。

遊具の更新、増設につきましては、町の財政事情も厳しい中、時期や整備内容等、具体的に申し上げることはできませんが、財源確保ができ次第、整備を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） はい。ありがとうございます。

私、前に5年前にお願いしたときは、財源も厳しいということでお流れになっているんですけど、その前からあそこのせせらぎ公園の遊具は塗装して使ってる現状です。

そして利用されてる方からもっと遊具があればという声が多く聞かれております。春先、桜の咲く時期はあそこは桜、公園もあるし、すごく良くて、夕方遅くまでも親子連れや一般の方がね、あそこで集っ

ているんですよ。子どもたちも大変、普通の日でも、町外からも来て遊んでられる姿を見れば、ここはトイレもあるし、駐車場もあるし、みんな喜んで来て遊んでくれてるなと思って見て、いつも通ってるんですよ。なんとか、遊具のね、増設をしてほしいという願い、皆さんの声をね、届けたいと思って、私はまた今回お願いしたんですけど、町長が、今、おっしゃられたように、大谷公園は今年やって、緑ヶ丘が来年っていうことで、徐々にやられてるようですけど、なんとかせせらぎも考えていただきたいと思います、その点、どうでしょう。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の御質問にお答えしたいと思います。

町内に設置されている遊具、先ほど答弁させていただきましたが、まずは、利用者が安全に利用できる、そういう環境整備というか、それを進めていかなければならない、そういうことも含めて点検をいたしました。

その結果、なかよし公園については相当老朽化して駄目だということで、環境譲与税を使わさせていただいてですね、整備をしたという経過にございます。

来年度、実は、緑ヶ丘団地、さらには昆布の子育て支援住宅の公園整備ということで計画をいたしておりますので、今時点で必ずせせらぎ公園をできるという答弁までは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、私も実は、あそこに多くの子供たちが来て遊んでるという実態は確認をいたしておりますので、何らかの方法で遊具の増設っていうものができることが可能なのか、内部で検討したいなというふうに思っております。非常に、一つ遊具が集団にあって、もう一つは広場としていろんな子どもたちが駆け回っていると、そういうのも一つの公園の方法だということで、もし仮に、あそこの遊具を設置する場合に、増設する場合に、どこに設置したらいいのかっていうこともいろいろ御意見聞きながらですね、進めなければならないのと、やはり、あの規模で遊具を設置するというふうになると、もう1,000万近くっていうのは、どんとすぐかかってくる現状にあります。

非常に遊具っていうのは、安全性を確保しなきゃならないので高額というような部分を伺っているところでございますので、そのへんのところを十分、財源の確保とか、いろんな運営をしていく部分の中でできる

というふうな部分が見込まれば、増設部分を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） はい。

是非、考えていただきたいです。

なかよし公園であの狭いのには遊具がね、設置されております。それから見たら、せせらぎ公園のところはスペースもあるしね、みんな結構な人数が利用しておりますので、是非、なるべく早い時期に設置していただきたいというのが私の願いなんですけど、その点、また町長一言お願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） はい。再質問にお答えします。

いつやりますっていうのは、今、この時点ではちょっと申し上げることは差し控えさせていただきたいと思いますが、必要性については、あれだけの広場の中で、子どもたちが遊んでいるというのは私も認識しておりますので、そのへんのところいつできるのか、内部でも十分協議しながら進めてまいりたいということで御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） はい。

なるべく早い時期にお願いしたいと思います。終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、赤石議員の質問を終わります。

こで昼食のため休憩をいたします。

再開は12時45分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7 番 難波議員、質問席へ着席願います。

7 番 難波議員。

○ 7 番（難波修二） はい。7 番です。

並行在来線バス転換後の運営組織について質問をさせていただきます。

現在、並行在来線対策協議会では、バス運行ルート等に関する町民説明会を開催して具体的な検討を進めておりますが、運営組織などの基本的な事項についてお尋ねいたします。

運営組織は、北海道及び沿線9市町で構成されるのでしょうか。

運行に必要な車両は、運営組織で一括購入するのでしょうか。

ルート等は4区間別に検討されていますが、運営に要する予算の執行や経費負担は、全体一括で行われるのでしょうか。

バス事業者が運行を受託できる環境づくり、特に運転を担う人材の確保は絶対不可欠です。協議会として何をすべきか、今から準備を進める必要があるのではないのでしょうか。

この4点についてお尋ねいたします

○ 議長（富樫順悦） 金町長。

○ 町長（金秀行） 難波議員の並行在来線バス転換後の運営組織についての御質問にお答えします。

2030年度の北海道新幹線の札幌開業に伴い、バス運行となる長万部・小樽間の具体的なルートにつきましては、長万部・黒松内間、黒松内・倶知安間、倶知安・余市間及び余市・小樽間の四つの区間に分け、バス事業者も参画する区間別検討会を設置して検討・協議が進められております。

先月6日に開催された北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議におきまして、バス運行に関する検討状況として、区間別のルート及びダイヤの検討案が示されたことから、沿線の各自治体において住民説明会などを開催しており、本町も、先月24日から今月6日まで町内5か所で説明会を開催し、住民の皆さんから御意見を伺ったところで

さて、議員から御質問のありました、1点目の組織の構成、2点目の運行に必要な車両の購入及び3点目の運営に関する予算の執行・経費負担

については、現在、ブロック会議において、今後のバス事業者との協議に必要となるバスルート及びダイヤの確定を優先的に進めている状況でありまして、バス転換後の組織運営組織に関しては、まだ検討・協議が行われていないのが現状でございます。

今後、バス運行による具体的な運行形態などが明らかになった時点で、必要に応じて運営組織の在り方や、車両の購入、さらには、地域負担などの考え方について、協議が進められることになるのではないかと考えております。

また４点目のバス運行に必要な人材の確保についてですが、運転主確保に向けた取組に関しましては、これまでも国や北海道、各バス事業者で行っておりますが、地域における将来の円滑なバス運行を確保する上でも欠かせない重要な課題でありますことから、早急に検討を行うよう、ブロック会議に伝えたいと考えております。

今後、２０３０年度に向けて運営方針も徐々に示されるものと考えており、協議された部分については、引き続き情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○７番（難波修二） １点目から３点目については、具体的な検討はこれから煮詰められると、そういうことをの答弁だろうなというふうに想像していたんですけども、そういうことだなというふうに思います。

バス事業者も含めた検討をこれまでもされてるという、今の答弁でしたけども、私自身の考え方をちょっとお話を申し上げて、これからの協議会での具体的な検討について、こう進めてほしいというようなですね、そういう意見も含めてちょっとお話をさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

現在、バス運行ルートを便数とか路線とか、停留所などの検討を進めているわけですが、これはこれで重要なことだというふうに思っております。今の答弁ですと、そういうことを検討して、ある程度その路線が確定してからバス事業者と具体的に検討すると、そういうお話でありましたけれども、私はどうかたちで運営の組織をつくり上げていくかということに、非常に不安を覚えているわけでございます。これまで町や私たち議会も、時間をかけて在来線の問題を検討してきました。

鉄路を残すという選択は、莫大な財政負担を考えると、残念ながら現実の問題として不可能であるということから断念をしたところでございます。断腸の思いを、町長は、2月1日付けの文書にして町民の皆さんにお配りをされたところでございます。そうしたこと、そういう取組については、本町だけではなくて、沿線の9自治体についても同様の苦悩で決断をされたものだろうと、そんなふうに思っているところでございます。

言ってみますと、退路を断って臨んでいるわけですので、今は、新たなそのバス運行体制を確実に実現するという、そういう必要はあるというふうに考えております。

そのためには、協議会で運行ルート、便数を決めて、バス事業者に業務を委託するという、そういう方式でいいんだろうかという、大丈夫なのかという、そういう不安を持っております。発注者と受注者という関係で、長万部・小樽間の公共交通バス路線の運行していったいいんだろうかという、そういうところが不安に思うところでございます。持続可能なことなのか、確実に、その発注者と受注者という関係が、これからもそういうかたちでやっていけるのかということについて、十分に検討する必要があるというふうに考えております。

発注しました、都合で受注できませんという、そういうことはもうあってはならないわけですね。そのためにはどうしたらいいかということ、やはり今から考えておく必要があるだろうというふうに思うわけです。

鉄路維持ということでは、JRとの三セクということを想定して検討してきましたけれども、バスの運行によるということについても、バス事業者を含む三セクというそういう道を模索することはできないんだろうかと。あるいは、三セクのような強固な組織体制をつくるということが法的にも可能かどうかわかりませんが、そういうことを協議会として、是非、検討していくべきではないかなと、そんなふうに考えております。

いわゆる協議会でこういう案で発注案を作って、それで発注しました、事業者が、いや、都合で受けられませんという、そういう脆弱の関係でこの長万部・小樽、どこもバス転換事業というものをやっていったいいのかという、そういう根本のところについての議論をやっぱりもっと深めるべきでないかなと、そういうふうに思っているところでございます。

是非、協議会として、そういうところの具体的検討について、町長から

も発信をして煮詰めていってほしいなと、そういうふうに思っております。

もう1点は、運転手の確保についてです。

これは、今の答弁にもありましたけれども、国や道やバス事業者もそれぞれ取り組んでいるということですが、やっぱりバス事業者だけでは解決できない問題ですので、区間全体の最重要課題と位置づけて、人材の確保と育成というそういう仕組みを、産官、できれば学も含めて、共同ですね、全く新たな制度を創設することはできないものかということについて考えております。

北海道と9市町、バス事業者が共通認識を持って、今から人材の確保、育成についての準備を進めるべきだというふうに考えますけれども、この2点について、改めてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の、バス転換のかかるですね、組織体制、それを強化すべきであるという部分の御質問だと認識をしております。現在は一応、バスルートの部分を、ある程度、決定をさせて、その中でバス事業者も交えて、協議を進めていっているというような状況なんですけど、非常に、議員おっしゃってる部分については、私も、やはり持続可能な地域交通をこれからも進めていくんだという部分の認識に立って、バス事業者としても、その責任を持ってですね、運営に当たってもら、そういうようなこともしていってもらわなければならないというふうに考えておりますので、そのへんのところは、ブロック会議において十分議論をするようですね、発言してまいりたいなというふうに思っております。今、道内では、函館でやってる道南いさりび鉄道、これは三セクでやっておりますので、その分については、北海道とか沿線の市町村、そして、日本貨物鉄道株式会社、ホクレンなどが入って協議会を設置してやっているというような状況です。それと、今、昔あった胆振線って、倶知安から伊達紋別までいってる、その胆振線が廃止となったとき、これ組織は町村だけで組織をして、バス事業者と協定書を締結して現在行っているという部分です。で、結構そのパターンっていうか、それが多い場合があるんですが、議員がおっしゃったとおりですね、私もバス事業者が何でもこれはこうできな

いとか、何できない。そうすると、沿線自治体としては、やはりきちっと運行してもらわなかったらならないものですから、なんでもただバス会社の言いなりっていうかたちでは駄目だと、やはりバス会社としても、きちっとこの路線を守ってもらうとかですね、そういう認識を持って、是非やっていてもらいたいなというふうに思ってますので、この部分については、十分、ブロック会議の中で、重要な、非常に、案件だというふうに思ってますので、組織について、どのような組織体制が望まれるのか、それは十分議論していきたいなというふうに思ってますし、その部分での発信をしていきたいというふうに思っております。

それと2点目のバス運転手の確保ということで、これは本当に重要な課題でバス事業者だけではこれはなかなか解決できない部分もあるなというふうに思っております。そして、地域交通を守っていく、そのためには運転手がいないと、それはできないわけです。ですから、そこも地域としてどのような支援とかですね、いろんな協議をしながら進めていくかと、これもやはりブロック会議の中では重要な位置づけになるのではないかなというふうに思ってます。現在も、今、町村においては、赤字補填っていう部分の中で、運転手とかいろんなそういう部分も含めて、町のほうから支援を行っておりますが、その支援と、やはりこの沿線ルートの部分の交通体系っていうのはかなり違ってくる部分があると思いますので、十分運転手確保の体制、さらには要請、そういう部分も含めて、今後、協議を進めていきたいというふうに考えておりますし、私も議員からおっしゃられた、その部分は非常に大切なことだなというふうに考えておりますので、協議会の中で発信してまいりたいと。で、いろんな部分が出て、状況が出てきましたら、また議員の皆さん、町民の皆さんに情報提供、説明会、そういうものも行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） ありがとうございます。

最後に、もう一度お尋ねしたいと思います。

組織どうしていくかということについては、やっぱり協議会全体の最も根本となる課題だと思うんですね。私は三セクを組織をするということが、果たしていいかどうか、私自身もその結論を出せませんけれど、

やっぱり単なる協議会で発注をして、バス事業者がそれを受けるという、そういう従来のようなかたちのやりとりだけで、果たしてうまく持続可能なかたちにできるのかというところが最も課題だと思いますので、それについては、三セクあるいはそれにかわるような、その法定の、例えば、かたちのそのものをつくれないうということも含めてですね、おそらく、運行していくということになれば、国や道の補助金というものも受入れた、そういう運営をしていくことになると思うんです。いわゆるその、いわゆる任意の協議会というようなかたちでは進めないような気がするんですよ。ですからやっぱり、そういう一定の責任ある組織体をつくっていくということについて、是非、これからも検討していったほしいと、そういうふうに思います。

最後に運転手の確保についてです。以前から、それはずっとう、自分の頭の中で考えてたんですけども、実は、先日の道新、12月7日付けの道新で、十勝地方のバス会社に勤めている19歳の青年が、2種免許を取得して、バス運転手としてこれからやっていくと、そういう記事が載りました。これだって、私は実は思ったんですけども、慢性的な運転手不足の解消策として、今年から2種免許の受験資格が緩和されたんですよ、従来は21歳以上で、普通免許3年以上取得のあれが必要だったんですけども、今18歳以上で普通免許1年でいいと。そのかわり、特別の教育、教習課程を経なければならないという、そういうふうに大胆に緩和されたわけです。それを受けたその第1号の青年のバス運転手が誕生したという記事でした。私はこういうものを活用して、バス事業者だけがそういうことに努力をして、自治体がそれに支援で金をいくらか交付するという、そういうかたちではなくて、例えばの話ですけども、バス事業者、あるいはその沿線自治体が、例えば任用職員として採用して、そういう資格取得のために雇用をすると。それで一定の講習を受けて、2種免許を取得したら、バス会社のほうでその方を雇用する、もちろんその訓練期間というのも必要だろうと思いますので、そういうような育成をしていく、そういうその仕組みをきちっとつくと、沿線自治体とバス事業者、その運営組織がですね、そういうようなことが、検討していくということが大事じゃないかなという気がしております。バス事業者だけに任せてはもう進めないと、いわゆるその長万部・小樽間のそのバス代替の路線をきちんと守っていくために、自治体も何をすべきかという、そういう努力をするということでは、新たな仕組みを

つくっていくということを大いに検討していただきたいというふうに思います。

また、ちょっとこれは蛇足的ですけども、そのためには子どもたち小さいときから、バスの運転手に将来なるというようなですね、動機づけ、それからそのことが地域の住民の皆さんの足を守っていくと、地域交通を守る大切なその仕事に就くんだよという、そういう気持ちを育てていくような、そういう育成プログラムっていうことも開発していくということは、これはやっぱり、沿線自治体や教育の力としてですね、大事ではないかなというふうに思いますので、是非、この点も含めて、対策協議会の場で御検討いただきたいということをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

本当、議員、非常に、良い提案というか御意見をいただいたなというふうに思っております。地域交通を、地域で守っていくっていう、その使命を各自治体としてどのように果たしていくか。ただ支援すればいいんだという、そういう部分ではなく、将来にわたってですね、きちっとした交通体系を維持していくためには、バス事業者、沿線自治体、北海道、そういうものを入った部分の中で、理想としてはそういう組織づくりをして、いさりび鉄道なんかは株式会社として、その部分でやっていますので、そんなようなことが可能なかどうか、それは十分、ブロック会議の中で協議をしていきたいなというふうに思っております。バス事業者だけに、その部分を、運転手確保も含めて、やれっていうふうなかたちはなかなかやっぱり困難な現状だし、運転手不足っていうのは現実にもうあらわれてきていることですから、その沿線自治体地域として運転手の確保をどのように行っていくのか、育成も含めてですね、これはきちっとやっていないと、地域交通を守ることが果たせないわけですから、これは、今、まだもう少し時間があるというか、何年かある中でですね、それを十分、協議会の中で協議をして、バス転換に行くときには、スムーズにそういう運行が可能な部分に持っていかなければならないというふうに、私も認識をしておりますので、これから、今、本当にまだ、協議がされてない部分ですので、十分、協議会の中で、今いただいた御意見等を

含めて協議してまいりたいというふうに思っておりますので御理解願いたいと思いますし、本当にバス運転手の確保っていうのは、今やってる事業の中でも、相当な苦勞をして、へき地交通を行ってく部分からいったら、だんだん便数が減らされてるというような、そういう状況もあるので、そこを自治体だけが、今は、自治体のバスを運行させてるというような町村もありますが、これは主要となる、根幹となるルートですから、きちっと守っていく、運行をしていける、そういう体制をつくりあげていきたいというふうに思っております。御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 最後に、答弁は要りませんが、やはりこの長万部・小樽間というのは、全国でも初めての長距離区間のバス転換路線ということですから、それをしっかり守っていくということは極めて重要な、私たち沿線自治体にとってもですね、重要な義務だというふうに思っておりますので、是非、協議会の中で十二分に議論を尽くしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、難波議員の質問を終わります。

次に、9番柳谷議員、質問席へ着席願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） はい。私からは、大きい2項目と、それから細目で、合わせて五つ質問させていただきます。

まず、学校給食の完全無償化実現について、町長に伺います。

学校給食は本町は管内でも、全道でも、先駆けて半額の助成を実施しています。

国は来年4月、こども家庭庁を発足させ、子育て支援を強化する方針です。本町でも、給食費の全額助成へ踏み出すときと考えますが、町長の考えを伺います。

以下、2項目にわたって一括して質問いたします。

1、18歳までのいわゆる子育て予算は、無償化されて久しい医療費をはじめとして、本町では国の制度に上乗せするかたちで先べんをつけ

て実施してきました。その施策の根拠について、町長の考え方を改めてお伺いしたいと思います。

2、子どもの権利条約によれば、政治の責任として、教育を受ける権利とともに、食育など、子どもを育てるための条件整備を求めています。町長は、条約を踏まえた子育てについての所見を伺います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の学校給食の完全無償化実現についての御質問にお答えします。

給食費の無償化については、平成26年度に、議員から一般質問がございました。

その際は、給食費の無償化は、教育だけではなく、地域的な課題である過疎化、子育て対策として、新たな施策になり得ると考えるが、限られた財源の中でほかに優先する事業や、緊急に講じなければならない施策があるため、慎重に検討したいとお答えさせていただきました。

その後、少子化が顕著になる中、地域の子どもは社会全体で守り育てるべきとの観点から、子育て支援策として、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、平成29年度から小学校・中学校、令和3年10月からは保育所の給食費の半額助成を実施しているところであります。

給食費半額助成に係る費用については、令和4年度、児童生徒数で算定すると、保育所及び小・中学校までで約700万円となっており、完全無償化となると約1,400万円の費用が必要となります。また、現在、助成を行っていない高校生までを含めると、約1,700万円が必要となります。

子ども子育て支援については、今年、子ども子育て基金条例を制定させていただき、基本的には新規の支援事業を展開できないかを念頭に検討しておりますが、今後は既存事業の拡充も視野に入れ、その際に給食費完全無償化も含め、検討させていただきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

また、1点目の子ども医療費助成の実施根拠の御質問でございますが、この制度は、昭和48年から、北海道医療給付事業と町単独事業を兼ね合わせた中で実施をしております。これまで、助成対象の年齢引上げについては、平成18年に小学生まで、平成20年には中学生まで、平成2

2年からは高校生までと、町財政を勘案しながら、町単独給付を段階的に拡大してきたところでございます。

その考え方の基本については、乳幼児から高校生まで、子どもが成長、発達する大事な時期に合わせ、疾病の早期発見、早期治療を促進することで、子どもの健康の向上及び増進を図ることが最も重要と考えており、併せて保護者の経済的負担を社会的に支援する社会保障制度の充実が重要との認識からでございます。

次に、子ども権利条約による食育などの条件整備についての考えでございますが、子ども権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利、この四つを柱とされていると理解をしております。

近年、子どもが直面する諸問題が多いことから、国では日本国憲法及び子ども権利条約の精神にのっとり、令和5年4月から子ども基本法を施行いたします。同時に、こども家庭庁が創設され、子どもを社会全体で支えていく、いわゆる子ども真ん中社会を目指すため、子ども政策をさらに強力に進めていくとされております。

子ども基本法の施行及びこども家庭庁創設により、一層子どもに対する支援が強化されることとなり、子ども政策の基本理念の一つである全ての子どもの健やかな成長の向上のもと、成長過程において重要となる医療や食育に関する支援においても、一層充実してほしいと期待をしているところでございます。

子どもを育てることは、未来を担う人材を育てることであり、社会全体で支えていく必要があると認識をしております。中でも、食は重要であり、健康であり続けるための礎になると考えておりまして、そういった意味では、給食費の無償化は、子育て支援策の一つとして有効ではありますが、限られた財源の中で慎重に検討を進めていかなければならないと考えておりますので、御理解を願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 御丁寧な答弁をいただきました。

平成26年の、私の一般質問で調査したら、こういう発言をなさる、親御さんがおりました。農業経営もしっかりしていて、子どもたちも健康に育っている家庭でございます。せめて、食べるものぐらいは親が責任

を持ちたいという発言だったんですね。非常に意味がある言葉だなと思って、私は伺いました。

実は、食育という観点からすると、必ずしもそういう単に食べるものという観点だけでは、私は考えてないんですよっていう話をそこでさせていただきました。つまり、世界の経済をリードしているOECDが全部で38か国あるというんですが、平均の学校教育費、いわゆる教育費と、それから子育て予算のバランスっていうのは、スウェーデンが一番大きいんですが、日本が一番、加盟国の中では学校教育偏重なんですね、子育て予算に十分な予算がつかまえてないということでございます。こども家庭庁ができたというのも、あらゆる施策を統一して充実させていくということで、学校教育と対置して子育て教育に力を入れるんだという、子育てというか、対置して子育て教育ですね、保育所も含めて、様々なそういう給食費、これは学校教育になるかどうか、子育て教育に、子育て予算になるかどうかわかりませんが、例えば、学校で、副教育費に対する予算っていうのは、隠れ経費ですね、子どもの、子育ての隠れ経費、隠れ教育費としてあるんですが、年間、小学生で8万円ぐらいですか、中学生で約14万円ぐらいあるというふうに聞いています。ちょっと確かな数字ではないんですが、これの解消も含めて、教育予算の充実とあわせて車の両輪である子ども予算を確保すべきだというのが、その中に給食費が含まれているということですね。これからどうなりましょうか、私も注目してるんですが、子どもの教育費は無償化、もしくは半額助成、各町村で今、どのぐらいの実施になってるかといいますと、ちょっと調べてみたら、全国1,800町村のうちですね、その8割がですね、何らかのかたちで給食費に助成をしてるんですね。で、50%が無償化だというふうに数字で出ています。で、町が直接、自治体が直接やる施策っていうのは、国の予算も含めてたくさんあるんですけども、進んだ政策をやった町村の、後押しを国がするようなかたちで実施してくるということですね。例えば、この給食費、御存じのように、財源は、最初はふるさと創生ですね。創生財源と言われるものだったんですね。昨年は、実はびっくりしたんですけど、各町村はコロナの予算で、どういう名目はわかりませんが、実施してると。蘭越では過疎債のソフトを使ってる、財源がばらばらなんですよ。もう行きあたりばったりって言ったら、大変担当者に失礼なんだけど、もう決まった財源が国から来ないから、様々なあい路を使って、それに町で上乗せしてやってると。これ

はこども家庭庁が実施、法律どおり、教育費を無償化を目指すんだって国で一言言えば、これは一般財源で十分ね、来るっていうことになりますから、町の財政も相当助かっていくんでないだろうかと、まさに実は、町長も含めて町村会が、地方６団体のいろんな意見が集約されて、どんどん先べんをつけた町村にならって国も実施していくようになる、こういうすう勢を冷静に見ていただきたい。

それからもう１点、先ほど申し上げましたが、教育予算と同じような水準で考えると、子育て予算をですね、ですから私は、保育所や小学校に、医療的介護が必要なお子さんが、子どもたちが、入学した、入園した場合は、町で手当てしてるという、蘭越独自のですね、いろいろ大変なところはありますけども、続けているっていうことはですね、本当にほかの町村では高く評価して羨ましがっているという、そういう事情もありますのでね、やがて学校教育、学校給食費は無償、国の手当でもって実施できる、そういう世の中になっていくと、そういう確信を私は持っております。改めて、給食の無償化について、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

議員がおっしゃる、教育予算、さらには子育て予算、これを同じようにきちっとこれからは措置しながらやっていくべきだと、そして、政府が、こども家庭庁を、創設を行っている予算の中でですね、国も子ども関連予算を倍増させていくというふうに発表をしているんですが、私もその報道を見た中で、何をどういうふうに、今、支援していくかというのは、国の中で、思ったより示されていないというのは現状かなというふうに思っております。その中で、議員がおっしゃった、給食費の、無償化なんですけど、ちょっと私のデータが古いかどうかあれなんですけど、調べた中では２０１７年度の調査の中で、全国で無償化をしている市町村というのが、１，７４０自治体のうち、小中学校は全体の４．４％の７６自治体、現在は２５０自治体に広がっているというような部分なので、まだまだ無償化の部分は、全国的には少ない状況かなというふうに私は理解をしたところでございました。ただ、その一部、いろんな支援をしている、そういうのは、議員もおっしゃったとおり、いろんな町村でですね、支援

をしている現状にあります。その支援というのは、給食費の無償化という支援の中で少子化対策とか、移住対策とか、そういうものもあわせて地域活性化に役立てれるという部分で、単独で町村がやっている、そういう部分がある。私どもも、そういうものもあわせて、子どもの食育というものも、きちっと町のほうでも支援できる部分はしていきたいということから、2分の1をですね、議会の皆さんの御理解をいただいて助成をしているという現状でございます。

ですから、私としては、いずれ、今、子ども子育て基金、その部分については、三つの柱で事業を展開していくということで、御説明を申し上げます。経済的支援で、教育・保育支援、さらには、学校教育の推進という三つの柱で新たな事業を含めながら、子ども子育ての支援に努めてまいりたいというふうに考えているところですので、今現状としては2分の1は守っていききたい。そして、さらにそういう財源の、いろんな子ども子育てにやる財源、今回、一般質問でも出ました公営塾というものも、これも一つ、子ども子育ての中の大きな柱になってくるものだなというふうに考えておりますし、いろんな事業をですね、まだまだこれから内部で検討しながら、やっていかなければならないというふうに考えておりますので、今現在は、議員が、質問にあります、その無償化いつだっていう部分からいくとですね、まずは2分の1を確保しながら、新しい事業を展開させる、そして、子ども子育ての基金、そういうものを見ながら、無償化に向けて検討していきたいというのが、今の私の考え方でございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） はい。一つだけ伺いたいと思います。再々です。

私が実施率を申し上げたのは、年代はちょっと定かではないんですが、蘭越の実施と前後した平成26年、7年前後の数値です。ごめんなさい。令和4年ですね、4年の7月の統計です。これは一部実施、それから完全実施も含めて1,400自治体で実施をしていると、約8割近い数字というふうに捉えております。いずれにしても、一部実施っていう町村は、では、どういう経過があるのかっていうと、実は、管内でもそういう町村がありまして、聞いてみたところ、値上げをするんだけど、値上げ分を町で応援しようというやり方ですね。だから本当に僅かのパーセント

を応援するというようなかたちで値上げを抑えてるという、そういう町村もあるということで、実はそういう数字が含まれてるかどうか、私はそこまで調べなかったので、ちょっとあれです。どっちにしても機会をみてですね、国の予算動向も見ながら、是非とも制度を拡充していただきたいと、学校教育のように、子育て予算を、予算書の中での市民権をね、十分に与えて、ともすれば、ばらまきっていう批判を受けるような、そういう部分もあるものですからね、蘭越は本当に子育てしやすいということはもう新しい法律ができて、新しい役所が、担当役所ができて、そして堂々と予算要求ができるというのには、やっぱり果敢に挑戦していただきたいというふうに申し上げて、私も一つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の再質問にお答えします。

議員言ったそのデータの部分が、きっと、今、地方創生臨時交付金ですね、お願いした部分とか、各町村で独自に給食費の補填をしているとか、そういうような部分のデータの部分という中では、全国的にかなりの市町村で臨時交付金を活用してですね、支援しているというのは私も認識しているところでございます。私としては、政府が、国が、こども家庭庁を創設したと、で、国の子ども関係予算を倍増していると、それだけ発表してる部分からいくとですね、本来であれば、私は自治体の決断とか財政力でいろんなその支援をしていく、これも大事なことです。が、国としてきちっと子どもを育てる、そういうようなですね、部分を、是非とも含めて、国もいろんなかたちで負担をもっとして、無償化というのにはね、是非進めてほしいなというのは私も願っているところでございます。

そのような中で、蘭越町として、これからも未来ある子どもたちを育てる、そして育成させる、そのために何ができるのか、子ども子育て基金という大きな柱ができました。その中での事業をきちっと政策的に、内部で検討してやっていく、その中での一つとして、無償化も含めてできるのであればですね、検討をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） いいですか。
柳谷議員。

○9番（柳谷要） 了解しました。
次にいきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 2項目の質問ですか。

○9番（柳谷要） 次にいきたいと思います。
いいですか。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員、2項目の質問をお願いします。

○9番（柳谷要） 函館本線、長万部・小樽間、バス転換について質問
したいと思います。

地区の住民説明会が実施されましたでいいんですね、されました。深く住民間の共通認識を得るために説明会だけでなく、パブリックコメントを求めるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

2、新幹線の工事の進捗によっては、一部首長の中に在来線の廃止を早めるべきとの意見があったと報道されています。市民の不利益となることについては反対の意思表示をすべきと考えます。

3、令和2年3月策定の第6次蘭越町総合計画では、住民にわかりやすい

○議長（富樫順悦） 休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員の発言中での中断でございましたので、そのまま中断したところから続行してください。
はい。柳谷議員。

○9番（柳谷要） どこまで言ったっけ。
3ですね。ちょっと重複するかも知れませんが、3を読みます。

令和２年３月策定の、第６次蘭越町総合計画では住民にわかりやすい総合計画との観点が強調されています。単に鉄道路線の交通確保にとどまらず、まちづくり全体の中での公共交通の位置づけが肝要だと考えます。

この三つの観点について、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の函館本線、長万部・小樽バス転換についての御質問にお答えします。

２０３０年度末に予定されている北海道新幹線の札幌延伸をめぐっては、平成２４年５月に北海道と沿線１５市町が、ＪＲ北海道の在来線の経営分離に同意したことを受け、北海道と沿線自治体で構成された北海道新幹線並行在来線対策協議会が設置をされております。

協議会では、後志及び渡島の二つのブロック会議が設けられており、後志ブロック会議においては、並行在来線にかわる地域交通の確保方策として、３月にバス方式とすることが確認されたことから、現在バス運行に関する協議が進められております。

さて、１点目のパブリックコメントについての御質問でございますが、今回、ブロック会議において、バス運行に関する検討状況として、区間別のルート及びダイヤの検討案が示されたことから、本町におきましても町内５か所で住民説明会を開催し、バス運行に関する意見を伺っており、あわせて説明会で発言できなかった方、参加できなかった方などへの対応といたしまして、今月と来月の広報らんこしに関連記事を掲載し、意見を募るほか、本日から行政協力員とホームページを通じ意見募集を行っており、様々な媒体を活用してバス運行に関する意見を広く求めています。これらの手法を用いることでパブリックコメントの実施にかわるものと考えているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

なお、沿線自治体で伺った御意見につきましては、今後ブロック会議で集約が行われ、検討案に反映させるかどうかも含めて、断続的に協議が行われる予定となっておりますので、御理解をお願いいたします。

次に２点目の、一部首長の在来線の廃止を早めるべきとの意見があることについての御質問でございますが、新幹線駅の建設工事の関係で、

現在の駅の撤去が必要となるため、沿線の一部の首長から在来線の早期廃止を求める声があることは、私も承知しております。現在、ブロック会議において、2030年度からバス運行に関して協議が行われており、在来線の廃止を早めることについては、協議はもちろん、検討も、今、行われていないのが現状です。

今後、在来線の早期廃止について協議が行われると仮定した場合についてですが、在来線の早期廃止に伴っては、デメリットだけではなく、メリットがなければならないと考えておりますので、私としてはそれらを総合的に勘案し、議会や住民の御意見を伺った上で、賛成または反対の判断をしてまいりたいと考えております。

3点目のまちづくり全体の中での公共交通の位置づけについての御質問ですが、令和2年3月に策定した第6次総合計画におきましては、持続可能な公共交通網の形成と利便性の向上を図るとともに、情報発信や、利用啓発活動により、公共交通の利用を促進し、併せて観光振興につながる公共交通の検討も行うこととしたところでございます。

現在、本町における地域公共交通としては、JRと生活交通バス、こぶしハイヤーがそれぞれ運行しておりますが、町内における路線やJRダイヤとの接続に課題があると考えておりまして、その解決を図る上で、町では先月28日に、地域公共交通活性化法に基づく蘭越町地域公共交通会議を開催し、今後2年程度かけ、地域公共交通計画の策定を進めることにいたしております。

この計画は、地方公共団体の地域交通に関するマスタープランとなる計画で、地域の移動ニーズにきめ細かく対応し、最適な旅客運送サービスを提供することにしておりますので、本町におきましては2030年度の並行在来線にかわるバス運行だけではなく、現行のJRへの接続も踏まえ、また、病院や観光施設等の目的地も考慮しながら、住民の皆さんや観光客などの移動手段を確保して持続可能な交通ネットワークの構築と、今後のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） はい。

まず地区住民の説明会、総計で何人ぐらい参加されたんでしょうか。

あわせて、同時にですね、開かれている町政懇談会でバスの発言があればですね、約10か所、町政懇談会とあわせて、懇談会に、説明会開かれてるわけですが、私が聞くとところによれば、町民の参加については1か所、4人、5人と、多くてそのぐらいだったよという話を聞いておりますが、もっと丁寧ですね、様々な角度から要望を集めるということが必要なんじゃないかというふうに思っています。そのことについての答弁をまず求めたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 今の、私の中で人数、ある程度このぐらいだっている部分の中での答弁で御理解いただきたいのが、5か所でやりました。5か所で、総数で26人程度だったと思います。1か所で、大体7人、7人、6人とかですね、そんなような状況でした。ですから、私としては、一応、住民に周知をしながら、進めてきたわけですが、これだけ人数が少ないという状況もありましたので、やはり、どうしてもその時間帯にこれない人もあったりとかという部分を考え、広報等でその資料を提出して、そして住民からさらに御意見があればということで、二月くらいにわたってですね、いろんな意見を募って協議会のほうに発信していきたいというふうに考えております。あと、町政懇談会行いましたけども、そのような部分の中で、大きなこういうふうにしてほしいとか、そういうような意見は、説明会をやったっていう部分もありましたので、大きな意見というのはなかったように感じたところです。ただ、今後の地域交通を確保するという部分からいくと、大事なことです。このへんについては、議員おっしゃるとおり、いろんな方からの意見というものをもらった中で、蘭越町はこういう意見が出たということを経済協議会のほうに発信して、内部で十分検討していくという方法をとりたいために、ホームページも含めながら、広報、そういうものを使って意見集約をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 意見集約をもっと重層的に深いところから押さえて、でも町民は何で困ってるのかと、困ってるのかっていうと、列車がなく

なる、バスに対する不安ですね、これをやっぱり一つ把握するだけでも、町の役目を8割、9割達成すると思うんですよ。懇談会に参加した人の意見を、聞くところによればですね、実は朝一番の列車で札幌行って、かかりつけの先生は蘭越にいるけども、検査をやったり、様々な所見をもらったりしてくるのに、朝一番の列車で行って、いくら遅くても9時の列車で帰ってこれるようにしたいと。札幌で、駅のデパートに寄ったりいろいろする時間が若干あればなおいいと。蘭越に住んでるですね、列車を使う人っていうのは、実は命綱と言いますかね、そういう意味では病院、それも高度医療を受けたあとの様々な所見をもらいに行ったりする、検査を受けたりする、そのために日帰りしたいと。これ1泊するということになると、また話は変わってくるんですよ。従来もう皆さん日帰りだと思います。1泊するとなると、勤めてる子どもに送ってもらうとかね、いろんな方法講じなければならない。実はちょっとこの余分な話っていうか、町長にちょっと伺いたいんですが、もし間に合わないようであれば、倶知安までバスで行って、倶知安から新幹線があるじゃないかっていうね、趣旨の発言を町長が懇談会でなさったというお話を聞いたものですからね、やっぱりもし本当であれば、それは住民目線じゃないよと、私は率直に申し上げたいと思うんですね。やっぱり現に町民が何で困ってるかっていう議論、どんな不安を持ってるかっていう、結構寄り添う姿勢というのが、やっぱり思いはどんなに変わっても、やっぱり持ってほしいというのが、こう思います。

それからもう一つですね、私の質問の本旨からちょっとずれるかも分かりませんが、首長の中に、それぞれの沿線の住民の足を確保するための一点で集まって協議するというんじゃなくて、自分の町の町並み整備を新幹線で絡めることによってね、やっぱり、何と言うんですか、町の長期計画と絡めて是非バスを考えたいという発想ですね。これもですね、列車ダイヤのありようっていうのは、私は沿線住民の交通権だとかややこしいことは言いたくないんですが、既得権だと思うんですよ。これは。だから、列車のバスのダイヤの組み方も、列車のダイヤに沿ったかたちでひとまずつくったと、私はそういうふうに捉えているんです。あとで直せばいい、そういう捉えてるんですよ。だから、それについて住民からの意見を求めるっていう、ただ喋ってくれていうことではなくて、そういうことが出ると思うんですよ。既得権をどうやって守っていくかっていうね、そこだと思うんです。例えばバスは1台だけ、国道の縁に左側

にとまるものだ。ちょっとしたバス停があれば乗れるんじゃないかと言うかも知れませんが、町有バスとの接続を考えたら縦列駐車バス停が必要になってくる場合もあるわけですね。乗換ですと、町有バスから降りて乗り換えるっていう場合にね、その場合、非常に何て言うか、整合性がとれるようなね、昆布も、それから目名もそういうふうに蘭越並みの停留所をつくれと言えませんが、蘭越の場合は、今の駅舎のところまでバスが行くっていうことになる、どうなんでしょう。交通安全上、ちょっと心配になりますよね。そこのところもやっぱり、住民合意のまちづくりの中でバス停留所をどう考えていくかっていうね、そういう、私が一番心配しているのは、オホーツク海沿岸の線路がなくなったときに、長距離のバスが最初走りました。昔、今、銀河線っていいですか、何かそういう名前がついてましたけど、そのうちに合わないからとやめちゃったら、あの広大な町だけが独自にバスを走らせてるから、町の中の用事を足せるけど、隣の町に行くのは乗り継ぎしなきゃならない。まして周辺の中核都市に行くにはなかなか一日では行けんということが起きてるんですね。これは、おそらくここでもそういう問題は、いずれバスがうまくいかなかったら起きてくる可能性が十分ありますよね。そこのところ、ちょっと率直に言い過ぎかも知れませんが、長々喋って恐縮です。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

住民説明会の部分の中で、日帰りで札幌のほうに、病院に行って、今、帰ってこれる。そういう部分が、バスになって乗り継ぎ、乗り継ぎになって帰ってこれない、不便になるというような御意見もありました。で、日帰りでっていう方法の一つとして、倶知安行って、新幹線に乗って、そして病院に行って帰ってくる方法もありますよっていう部分は、私も申し上げた経緯があります。ただ、町民の中にはですね、やはり乗り継ぎってなかなか難しいんだと、だから、長距離に行くちょっとした拠点、拠点にバスが停まって、トイレ付きのバスで、せめて小樽まで行ける、そういうような交通網っていう、その運行をですね、是非検討してもらいたいっていう、本当にその意見は出ました。私は、そういう地域、地域を巡回するとか、地域エリアの中で運行するバスの方法、さらには長距離で

運行するバス、その部分はきちっとブロック会議の中で検討した部分で、利用する方々が不便にならないようなかたちで運行できる、それは必要だなんていうふうに考えております。今回の町民の意見っていうのは、今そういう意見もございました。ですから、この意見もブロック会議のほうにきちっと上げてですね、地域内での交通網の運行と、それと沿線、沿線をきちっと速達性っていうか、早く行く、そういう方法、その部分の中で協議をしていきたい、そういう意見を上げていきたいというふうに思っております。

それと、今、現蘭越の今の案としては、現駅舎を停留所としてっていう案で思っております。今までＪＲとして、駅舎っていうのがなれ親しんで、なるべく乗りやすいという方法もあったものですから、現駅舎をバス停というふうに考えているところです。ただ、その今の蘭越駅を、道道から上がって、大型バスが入ってきて、抜かれるのは大丈夫かという御意見もないわけではないんです。そうすると、国道沿いに駅舎を持っていくというふうになったときに、ただ小さい場所っていうわけにもやっぱりいけないと思うんですね。駅舎ですから、やっぱりトイレとか待合所とか、そういうものもきちっと、それと時刻、そういうものをすぐ分かれるとか、そういうようなこともきちっと分かるような、駅舎というか、バス停にしていけないとならないというふうに思っておりますので、現段階はそういうふうな構想になっております。町民の皆さんから、やはりこういうほうが良い、何が良いて、また、いろんな意見もあると思いますので、そのへんのところを伺いながら、国道沿いに、もし、そういう敷地があってですね、きちっと迂回できて回っていける、そういうようなところもないのかなと、私もいろいろ見て回っているところですが、今の案としてはその分で何とか進められれば、進めていきたいというふうに考えております。ただ、それはあくまでも決定ではございませんので、いろんなこれから協議していく部分の中で、町民の方々が使いやすい、そういうような、駅舎とバスの運行、そういうふうにしていければいいなというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○９番（柳谷要） もう一回。

誤解をおそれずに、町長に率直に申し上げたいと思うんですが、実は

倶知安から新幹線で病院行く話でございますが、これは非常に誤解を受けやすいと、そういう説明についてはね。なぜかと言いますと、私はバス転換が決まったから、バスを使いいいように運行させたいと。金はどうかと、同僚議員の質問もそうですが、金はどうかと、体制はどうかと、組織体制はどうだ、運転手がいるのかとか、いろんなそういう面で補助金はどうだとか、いろんな問題があります。しかし、倶知安から新幹線で病院行く話になってくると、新幹線ができれば全部解決だっていう印象にとられるおそれがあるんですよね。それと、広域で何かをやるときに一番問題になるのは、中心市街地を持っている町村のメリットだけが先に立つと。つまり、名前挙げて悪いんだけど、倶知安町はそういう発言をするっていう、前倒しについても、玉突きにしても、倶知安町がそういう発言をするっていうのは歴史がやっぱり教えてるんですよね。倶知安の町並み整備は相当なその重量感を持ってこの事業を迎えると。そうするとどうしても発言が多くなると。で、周辺町村は、自分の言い分をなかなか通せない、そういうことが起きてきたら大変だなというふうに思うんですよね。倶知安は立派になるけども、ほかの町村は、住民は本当にね、厚生病院行くのが精一杯だというのであれば、私は、ですから、金町長にはその自己主張をですね、きちっと町民の目線でもってしてほしいというのを思うんですよね。運転手も大事だし、バスの路線も大事です。しかし、町民の生活実態に寄り添うということがね、どれほど重要なことか、この新幹線でまた試されるというふうに私は思っています。一回、町長の答弁、もう一回お願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

私も、町民のそういう足の確保っていう部分からいくとですね、今回、少ない方々でしたが、いろんな意見をいただきました。バスを運行するによって、いろんな身障者の方とか、体の弱い方とか、そういう方々に配慮したバスっていう、そういうものも考えてほしいとか、さらには、速達性っていう、新幹線に乗ればいいっていうんじゃなく、乗換えもしない中である程度、目的地小樽ぐらいまで行ける。やっぱり一回乗って、またそれを乗換えしていくっていうことは大変だと。ですから、そういう十分な意見をやはり反映していく、それと、前倒しっていう部分の中でい

けばですね、これは、沿線自治体にとって、メリットがないとですね、私は賛成はできないっていうふうに考えております。これまではＪＲが国民の、住民の足を確保して運行していただきました。町村の負担はないです。それが、これからは、町村の負担も伴って、そしてバスというものを運行していかなければなりません。ですから、住民の皆さんがきちっと、この分の中でＪＲに代わってきちっとバスで行けるって、いつから行ける、そういうような部分を、議会の皆さんをはじめですね、これからいろんな議論がまだまだしていかなければならないと思いますので、私は、仮に前倒しという部分の中でも、蘭越町にとってですね、蘭越町にとって住民の皆さんが活用する部分の中で、いろいろ維持管理費も含めながら、メリットがないとですね、それは私は賛成できないっていうふうに、今の部分の、私の思いとしてはそういう気持ちでおりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって柳谷議員の質問を終わります。
これにて一般質問を終了いたします。
ここで１０分間、休憩をいたします。
再開は１４時１５分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第５、議案第１号蘭越町再生可能エネルギー農林漁業健全発展化事業基金条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） ただいま上程されました、議案第１号蘭越町再生可能エネルギー農林漁業健全発展化事業基金条例について、御説明いたします。

この条例につきましては、町内において農山漁村再生可能エネルギー法に基づく再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者の売電収益を活用し、農林漁業の健全な発展に資する取組の推進を目的とする基金の設置に関し、規定の整備を図るものです。

それでは、議案の２ページ目を御覧願います。

はじめに、設置、条例第１条につきましては、蘭越町内において平成２５年法律第８１号として、同年１１月１５日に成立した農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく、発電事業者の売電収益を活用し、農林漁業の健全な発展に資する取組を推進するため、蘭越町再生可能エネルギー農林漁業健全発展化事業基金の設置について規定するものです。

次に、積立、条例第２条につきましては、基金に積立てる額として、発電事業者から資金協力のありました金額に基づいて、予算において定める額とすることを規定するものです。

次に、基金の使用、条例第３条につきましては、この条例の目的である農林漁業の健全な発展に資する取組の推進を達成するため、必要となる経費に基金を充当できることを規定するものです。

次に、管理、条例第４条につきましては、基金に属する現金については、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないことを規定するものです。

次に、運用益金の処理、条例第５条につきましては、基金の運用で生ずる収益であります預金利子等につきましては、一般会計予算に計上して事業費に充てることを規定するものです。

次に、繰替運用等、条例第６条ですが、町長が、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法や期間と利率を定めた上で、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができること。または、一般会計の歳入歳出予算に設定した上で、歳入に繰入れて運用することができることを規定するものです。

次に、委任、条例第７条につきましては、この条例に規定する条項を除き、基金の管理に関して必要な事項は町長が定めることを規定するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

この基金積立の原資ですが、本町と寿都町の区域において、昨年からの風力発電を行っている事業者から、地元貢献策として提供される資金を予定しております。

また、事業者から提供された資金を、基金を設置して積立を行うことに関しましては、本年１０月２１日に書面で開催しております蘭越町再生可能エネルギー推進協議会において協議が行われ、御承認をいただい

ており、今後、基金を活用して進める取組につきましても、改めて、当該協議会で協議を行っていただくことにしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7 番難波議員。

○7 番（難波修二） はい。一つだけお伺いします。

この条例は、以前の全員協議会の説明では、後志風力から毎年500万円が20年間という、そういう説明がありましたので、それを受け入れるための条例という、そういう理解をしておりますので、この条例自体には特に問題はないんですけれども、仮に、実際に電力事業者から入ってくる基金を積立てて、どういう取組に充てるおつもりかということで、例えば、農林水産業の振興とか、地域コミュニティ活動とか、あるいは防災とか様々あると思うんですけれども、そのへんの用途についての何かお考えがあれば、お聞かせいただきたいということで、質問をさせていただきます。

○議長（富樫順悦） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 難波議員の質問にお答えさせていただきます。

一応、先ほども10月21日に、再生可能エネルギーの推進協議会の中で、用途についてお諮りして、今回こういうかたちで基金条例を制定させていただきたいということで、議案として提案させていただいたところなんですけれども、この再生可能エネルギー推進協議会の中でもですね、委員さんの中から、玄米のバラ受け施設ですとか、育苗施設の長寿命化、また、農林水産業で緊急を要する施設の修繕等にですね、使えるようにすると良いのではないかと御意見もいただいておりますので、町といたしましても、農林漁業に関する振興ですとか、町の活性化につながるですね、事業を今後考えて、そこに、基金を充当させて使用していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１号蘭越町再生可能エネルギー農林漁業健全発展化事業基金条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第６、議案第２号地方公営企業法の適用を受ける公共事業の設置等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を終わります。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第２号地方公営企業法の適用を受ける公営事業の設置等に関する条例について、御説明いたします。

議案の３ページを御覧ください。

この条例は、令和５年４月から、本町の簡易水道事業及び農業集落排水事業は、地方公営企業法における財務規定等を適用するため、必要な事項を定めた条例を新たに制定するとともに、簡易水道設置条例等関係条例の廃止及び一部改正並びに条例施行前に必要な手続等の準備行為を行うものでございます。

では、参考資料①を御覧ください。

この資料は、各条文の規定について、内容を説明するものです。

第１条は趣旨規定で、本条例は地方公営企業法の規定に基づき、法の

適用を受ける本町の事業の設置等について、必要な事項を定めることを規定するものです。

第2条は法の規定を受ける事業を掲げるもので、本町は簡易水道事業及び農業集落排水事業としています。

第3条は法の適用範囲で、本町の公営事業における法の適用範囲を財務規定等とするものです。

第4条は経営に関する基本的事項として経営の原則と事業規模等を規定するもので、第1項では法第3条の経営の基本原則を引用しています。

第2項では公営事業の区域と規模について、簡易水道事業は別記1に、農業集落排水事業は別記2に掲げると規定しています。

第5条は会計の設置で、公営企業の経理は簡易水道事業及び農業集落排水事業について、それぞれ会計を設けて行うことを規定しています。したがって、現在の特別会計の設置条例については、本条例の附則において廃止することとしております。

第6条は事業処理する組織で、町長が行う公営事業に係る管理者の権限に属する事務は、当該公営事業を担任している建設課が処理することを規定しています。

第7条は重要な資産の取得及び処分、法において重要な資産である一定額以上の動産、不動産や一定面積以上の土地を取得または処分する場合は予算で定めるとする規定により、政令の規定に基づき、動産等の金額は700万円以上、土地の面積は5,000平方メートル以上とするものです。

第8条は議会の同意を要する賠償責任の免除で、これは町長が公営事業の業務に従事する職員が、避けがたい事故、その他やむを得ない事情により町に損害を与えた場合の賠償責任の免除を弾力的に行われるよう、裁量範囲をあらかじめ定めるもので、賠償額が10万円以上の場合について、議会の同意が必要であることを規定するものです。

第9条は議会の議決を要する負担付き寄附の受領等で、町長が公営事業に関する負担付きの寄附、または贈与の受領等の金額や町の義務に属する損害賠償の額の決定を弾力的に行えるよう、裁量範囲をあらかじめ定めるもので、それらの金額が10万円以上の場合について、議会の議決を要することを規定するものです。

第10条は会計事務の処理で、公営事業に法の財務規定等が規定する場合においても、会計事務が円滑に行われるよう公営事業の出納、その

他会計事務及び決算に係るものについては、従前どおり会計管理者が行うことを規定しています。

第11条は業務状況説明書類の作成で、公営事業の業務状況に関する説明書類については、毎事業年度2回作成し、公表することを義務づけられていることから、その内容を定めるものです。

第1項では説明書類の作成と公表する時期、第2項では説明書類の記載事項、第3項ではやむを得ない事由による場合の作成期限について規定するものです。

つづいて、附則であります。

第1項は、条例の施行日を規定しています。

第2項は、条例の施行前に準備行為ができることを規定しています。

第3項は、この条例の施行により廃止する条例を規定しています。

第4項及び第5項は、この条例の施行により引用する他の条例の条文の一部について改正する内容を規定しています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番永井議員。

○5番（永井浩） 今、この条例つくるのは良しとしてですね、どんな会社ができるのか、全くまだ提示されてないんですよ。例えば会社つくるんだったら、まずこれ、参考資料やこの予算書っていうのは、大体私たちの会社だったら定款に当たるもので、こういうふうにしなさいとか、こういう運用しますというようなかたちになると思うんですけど、一番大事なのは、その会社の期首財産だと思うんですよ。それが私たちに提示されてないのはおかしいんじゃないかなと。どんな会社かわからないのに700万まで借りれますよとか、損害金10万円ですよって、果たしてそれ払える会社なのかどうかってのが、私たちにですね、まだ提示されてない。それで3月、4月からやりますよって言うんだったら、もう4か月しかない。私たちが確認して、どういう会社でどういうふうなんだって質問できる時間ってのは、下手したら3月の議会だったら1か月もない。下手したら半年ですよ。だから、前も言ったんですけど、

貸借対照表と損益計算書の期首金額を提示してくれなければ、どんな会社なのかわからないんですが、そのへんどう思われますか。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） 今回、簡易水道事業と農業集落排水事業を、地方公営企業法に基づいて事業を行うということで、言ってみれば一般の会社に準じたかたちですね、事業を行っていくと、そのことによって経営の健全化を図っていくというのが大きな目標でありますけれども、会社といいまして、これは地方公共団体が、これまでどおりの運営の中で実施するものでありまして、この条例の中でも規定しておりますけれども、当然、それを担任する事務につきましては、建設課のほうで処理いたしますし、御指摘のあった、これが一体どういうかたちで来年の4月から運用されていくかにつきましては、もちろん3月の議会で十分な審議をいただくわけですが、その前にですね、以前、議員協議会でも御説明しましたとおり、議会に提案する際ですね、資料、貸借対照表ですとか、損益計算書、その他の財務諸表をですね、議員の皆様にお示しをした中でですね、専門的な見地から、専門業者のほうに説明をさせてですね、疑義のないかたちの中で3月の予算審議に当たっていただきたいと、そのようなスケジュールを考えておりますので、現時点ではこの新しい条例をですね、まず制定させていただいて、その準備行為をですね、これからしっかりやっていきたいと、そのような手順で考えましたので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 僕はそれはそれでいいって言ってるんです。けども、数字がわからないのに数字がもう掲載されてるってことはもう内容わかってないといけないってことでしょ。まさか今までどおり、出し入れだけで、歳出歳入だけでやるわけじゃないんだから、会社ってのはそこに資本金があって、何があって、きちっと、どうして、経費の暫定的にいくらかかるとか、そういうのは財産がなんぼあってってのは見た上で、この会社はこういうかたちですからって法律つくっていけるんじゃないですか。この能力があるから700万まで借りていいですよとか、限度

額 1, 500 万ですよとかって決めていくんじゃないのかなと僕は思うんですよ。順序的に。それと、時期ですよ。3 月定例に向けてって言うけど、3 月定例で、何週間前に議案が来るのかわからないけども、実際その数字っていうのは、いつ頃めどに私たちがその会社の内容を把握して審議できるような状況になるのか、それをちょっと知りたいんですけど。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） まず 1 点目の 700 万円とか、あるいは 5, 000 平米以上の数値のことについてでございますけれども、この点につきましては、これは法律の中でですね、これを条例化、条文化するに当たってはですね、政令の定めに従って設定してくださいということで、もう既に政令の中で 700 万円と 5, 000 平米以上という面積については決まってるということで御理解いただきたいと思います。その他の賠償責任等ですね、10 万円の根拠につきましては、これまでも議員協議会の中でですね、この地方公営企業会計に移行するに当たってはですね、もちろんその公益性の実現はもちろんでありますけれども、経営の合理性、効率性を重視するということで、基本的には管理者に相当な裁量権限が委ねられていると。しかしながら、やはりその議会のけん制も必要だということで、10 万円以上については議会の同意等が必要だということで、説明させていただきました。10 万円の根拠につきましては、そのほかには他の地方公共団体等でもですね、この金額を一般的に使用しているということで御理解いただきたいと思います。それと、議会審議前の説明の時期でありますけれども、これはできるだけ早く行いたいと思っております。町長予算の査定をですね、そんなことも含めまして、ちょっと日程的に早めていただきましたので、2 月に入ってできるだけ早い時期にですね、議員の皆さんに一度御説明をしたいと、そのように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5 番（永井浩） ただね、予想される、なぜそう言ったか。予想されるのは、絶対、普通の会社であれば赤字になる。赤字ですよ。だから、事

業収益外収入を得られなきゃならない、それは町から一般会計からの算入になると思いますけど、そういう規模がどういうふうなのか、確かにこの公営事業にして、内容、ここにうたってるように、健全な経営を図るためって、健全な経営には絶対ならないはずですよ。会社、普通の一般企業だと。それらがどういうふうになってどこまでこう改善されるのか。経費の節減、節約だとか、そういうのいろいろ事業自体がやってって、今までは丸投げでやったんだけど、このぐらいまでだったら一般会計から縮まりますとか、そういうのをなるべく早く知りたいっていうのは実情だと、実情なので、2月上旬という、2月に入って早いうちにとはいいますが、極力早くですね、提出していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） 再質問にお答えいたします。

今の現金主義に伴う官庁会計からですね、発生主義による公営企業会計のほうに移行するわけですから、当然、その予算もですね、組替えを行うということになります。基本的には、組替えということで、大きな差はないわけですがけれども、しかし、その公営企業法になればですね、減価償却費だとか、それに見合いの収入もですね、片方で計上するというような組替えがあって、よりその財務状況がですね、わかりやすいようなものになるということで、議員おっしゃった、おっしゃってましたように、そういった中でですね、はたしてその一般会計の繰入金の規模がですね、適正かどうか、そんなようなことが、今後ですね、そうした財務諸表等によってですね、検討がより深められるんじゃないかと、そのように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

1 番 淀谷議員。

○1 番（淀谷融） はい。1 番 淀谷です。

ちょっと確認だけ、1 点だけ聞きたいと思います。

会計事務処理ということで、会計管理者に行わせるということになってるんですけども、今までは地方自治法でいったら、指定金融機関のこ

とについてちょっとお伺いしたんですけども、今までは地方自治法によって、指定金融機関ということ指定してたんですけども、公営企業法を採用するっていうことになれば、改めて指定金融機関の指定が必要になってくるのであるのではないのかなと、何かでちょっと見たことがあったので、そのへんちょっと確認だけお願いします。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） お答えいたします。

議員御指摘のとおりですね、公営企業法に移行することによって、従前の指定金融機関の指定ですね、これは名称が変わるんですけども、全く役割も同じであります。しかし、名称違ったかたちの中でやっていくということですから、これについては告示をしてやっていくということとで御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号地方公営企業法の適用を受ける公営企業の設置等に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第3号ふるさとらんこし未来応援奨学金貸与及び給付に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第3号ふるさとらんこし未来応援奨学金貸与及び給付に関する条例について、御説明いたします。

蘭越町の奨学資金制度につきましては、昭和38年に設立され、令和3年度からは給付型も設けられ、現在に至っておりますが、奨学資金基金が5,200万円ほどある中で、昨今の超低金利で基金としての運用がほぼできない状況にあり、所期の目的を維持した上で基金を廃止し、併せて特別会計も廃止するものでございます。

なお、令和5年度以降の奨学金事業につきましては、一般会計に計上の上、引き続き実施してまいります。

それでは条例案1ページを御覧ください。

題名は、らんこしの子どもたちが進学しても、らんこしの子どもとしてアイデンティティを持ち、勉学に励むことで未来を創造して欲しいという願いを込めて、ふるさとらんこし未来応援奨学金貸与及び給付に関する条例としております。

第1条は目的で、向学心を持つ優れた生徒、学生で経済的な理由により修学が困難な人材に給付対応を行い、人材の育成を図るとしております。

第2条は対象となる学校は、大学、短大、高専等とし、人物学業等に優れているものなど、御覧の1号から5号までに掲げるものに給付または対応を行うものです。

第2項は奨学金の貸与、給付を行う期間を在学する学校の正規の就学期間とし、金額を月3万円とするものです。

第3項は奨学金の対象人数ですけれども、これにつきましては、予算で定めることとするものです。

第3条は奨学金の申請は、教育委員会に行うことを定めております。

第4条は貸与等の方法を定めるもので、基本的に保護者を經由して奨学金を交付しますが、申し出により、小学生に直接交付することもできるとしております。

第5条は教育委員会が求める必要書類の提出を定めるものです。

2ページに行きまして、第2項でございます。第1号から第6号まで

の事由があったときは、教育委員会への届出をしなければならないことを定めております。

第6条は保護者が連帯保証人になるほか、ほかに、さらに連帯保証人を定めることを求めています。

第7条は償還に当たって、据置き期間を1年とし、10年以内で償還することを定め、第2項では貸与給付の停止、繰上げ償還を、第3項では貸付けを受けたものの希望による繰上げ償還、第4項では償還については無利子で、年賦償還、また希望により月賦で償還することを定めています。

第8条は大学院等上級学校へ進学した場合などに、償還の猶予を認めるものです。

第9条は償還の免除で、次のページに行きまして、第1号から第3号に定める事由になったときは、免除を行うことができる旨を定めています。

第10条は委任で、詳細については教育委員会が定めるものとしております。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものですが、施行日以前でも準備行為を行うことができるものです。

また奨学資金特別会計条例と奨学資金基金の設置及び管理運用に関する条例を廃止いたします。その上で特別会計の剰余金及び債権債務関係は、一般会計に引き継ぐものと定めています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番永井議員。

○5番（永井浩） 5番永井です。

ちょっと確認です。

2条の（2）、経済的な理由により修学が困難であることという条件が一つあります。これは所得上限はあるんでしょうか。ここからはちょっと読み取れないんですけども、違う条例か何かに所得制限、奨学金の所得制限があるかどうかちょっと探したんですけどわかんなかったんです

よね。それで、単に世帯全員が、町税等の未納がないことっていうふうになってますので、例えば、もし所得制限がある場合、もしくは所得が低いうって明らかに分かる場合、両親だけなのか、それとも、家族全体の合算の所得金額で経済的な理由によって支給する、しないが決まるのか、そのへんをちょっと確認したいんですが。

○議長（富樫順悦） 梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） 永井議員の質問でございます。

まず2点目の所得要件の対象範囲でございますけども、基本的にはその世帯を見ることになると思います。経済的な理由の、就学が困難という、その所得要件につきましては、現状もそうなんですけれども、規則のほうにその詳細を設定することで、現状と、今後も考えておりまして、それにつきましては、今のところは現状どおり、または御意見をいただいてですね、今まで以上の、せっきく一般会計に移りますので、今まで以上の使いやすい制度でやっていきたいなというふうに考えておりまして、そのへんにつきましては、また改めて教育委員の皆さんと協議しながら進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 所得的な、所得の数字的なことは決まってるんですか。決まってない。例えば、世帯で800万以下でなければだめですとか、そういうのが決まっているんですか、いないんですか。

○議長（富樫順悦） 梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） この新しい条例の中で、実際に運用していく奨学金については現状では決まっておりません。それにつきましては、ちょっと繰り返しになりますけども、規則なり、教育委員会の中で、教育委員の中で相談して決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩）　あまりファジーだとね。似たような生活、例えば1,000万所得はあるけども、既に子ども3人大学行ってます。なんとか次、4番目には奨学金もらいたいんだけど、その数字だけ追っていったらまた、いやあんた1,000万以上あったらだめですよとかね。隣の人にはね、800万で子ども1人で奨学金もらえますよっていう、いろんな状況が出てくると思うんですよ。だから、数字を決めていいのか、その生活状況の範囲を絞るのか、そのへん何かある程度、審議して決めますじゃなくて、ある程度のこのラインってのがあったほうがですね、いいんじゃないかなって思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○議長（富樫順悦）　梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝）　現状の奨学金につきましては、育英会の奨学金を参考に、その基準などを設定しておりますけれども、これ本当に町単独の事業でございますので、議員御指摘とおり、あまりこういうファジーというかですね、緩やかにならないようにはしつつもですね、貸与でございますので、ある程度は他の制度よりは使いやすいうようにしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦）　つづいて難波議員、質問を許します。

○7番（難波修二）　2点お聞きします。

永井議員の質問と関連が出てくるかと思うんですけれども、まず条例の題名を新たにこういうふうに変えるということで、新条例ができるわけですね。それで、従来の奨学資金の基金設置条例から、この新しい条例に変えると、こういうことなんですけれども、見たところ、各条項の見出しについてはほぼ従来の条例と同じだなというふうに思うんですけれども、この条例の改正に伴って大きく何か変更点みたいのがあるかどうか、あればちょっと、特徴的なところでもあればお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、後の補正予算を見ますとですね、貸与も給付も、いずれもここ数年間あまり利用者がいないんですよ。今年の条例、予算のときもちょっと質問したかと思うんですけれども、今回こうして新しいその条

例を制定をして、より子育て支援に生かすようなね、そういう奨学資金になるということであれば、この機会に是非、新しい条例制定を機会にして、利用者の増を図るような、そういう取組というか、見直しを是非、考えていただきたいなということで、利用者が少ない原因は何なのかと、条件が厳しいのか、貸付けの時期が違う、ちょっと間に合わないとかですね、様々あると思うんです。あるいは学業の成績がちょっと厳しいとかですね、いろいろあると思うんですけれども、そういうのをやっぱり見直しをして、より活用してもらえるような、奨学資金になるよう、しかも新条例で、子育てに活用できるようなものにしていくわけですから、是非そういう点の検討を改めてしていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（富樫順悦） 梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） ただいまの御質問ですけど、まず、前段の大きな改正点ですけども、議員御指摘のとおり、基本的には前回、今までの条例を参考にしつつ、進めてきた経緯はございますけれども、変更点といたしましては、入学時以外にも貸与ができるようにということで、言葉尻として生徒または学生という表現に変えている点がまず1点でございます。つまり、2年生から、3年生から、そういう大学2年生、3年生から、経済困窮になって引き続き学校で勉強したいというようなケースを想定して、入学時以外にも対応できるようにしていきたいというのがまず1点。それと、償還の据置き期間を、従来6か月だったんですけども、さすがに卒業してからちょっと間もないということもあって、1年で設定をしたと、この2点が一番大きな制度としての変更点になるかと思えます。

今、議員から御指摘ありましたとおり、利用者がここ去年、今年いないと、せっかく給付型の制度を作ったのに、やはり利用者がいないというのは、やはり何らかの理由があるかなというふうに考えなければいけないかなというふうに思っております。何度か御指摘をいただいておりますけれども、私たちとしても、今年度は早い段階で、まだちょっと制度もできない中でちょっと、ありますけれども、高校のほうに、利用者がいないかという制度のアピールをですね、詳細はちょっと決めてないですけども、利用者がいないかどうか、こういう制度があるというのを、蘭越の子ども

もたちが通う学校に周知を図ってですね、担当の先生にアクションをとったり、そういったことを進めております。

また、先ほどの答弁の中でちょっと言葉を濁したのは、どうかたちにしていくと利用者が増えるか、どういうところにこういう資金のニーズがあるのかっていうのを、やはり、こちらも理解しなければいけないというところもあってですね、より良いように、使いやすいように資金の提供をしていきたいということもあってですね、そのへんを規則なり、教育委員会との協議の中で、詳細を詰めていきたいという思いがありまして、そのような答弁になりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） すいません。少し補足させてください。

奨学資金なんですけども、難波議員言われるように、令和２年度、３年度全く利用がないという、利用はないっていうよりも申請はあったんですけども、どうしても条件に所得要件と成績要件が合わなくてちょっと、そちらのほうでちょっと辞退していったということもございます。今回、奨学資金、いろいろですね、少しずつなんですけども、要件を変えて進めてきたわけなんですけども、やはりまだちょっといかないということで、今年、参考としてなんですけども、蘭越高校と倶知安高校、この２校に対してですね、奨学資金の使い道とか、どこを利用しているのかというちょっとアンケート調査をさせていただきました。ちょっとそのへんの話を見せていただきますと、現在、その両校における３年度の実績なんですけども、両校における進学率は７７％ということになっております。町内の出身者の状況、ここまではちょっと把握してないんですけども、全体の人数です。進学者のうち、奨学資金制度を利用してるのが８６％。奨学資金の申込先、日本学生支援機構が９９％と、ほとんどが日本学生支援機構のほうを使ってるということになっております。中身的には給付型が２０％、貸与型が８０％ということで、日本学生支援機構の制度もかなり充実をしてきているという状況の中、うちの町の制度も何とかですね、その分を補うかたちでつくってはきてるんですけども、なかなか対象がいけないということです。所得要件等々を少しまた緩和していかなければならないのかなということもありますけども、今回、この名称

を変えてですね、子ども子育て基金、この中に組み込んで、より何と云うか、温かい奨学金の事業に進めていきたいということもございまして、こういうかたちにさせていただきました。内容についてはもう少しですね、ちょっと緩和できるように内部で詰めていきたいというふうに思いますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦）　ほかに質疑ありませんか。

1 番 淀谷議員。

○1 番（淀谷融）　はい。1 番 淀谷です。

今、言われたこの奨学資金の特別会計、また基金廃止ということで、全て一般会計で処理をされていくということで、そして公布の日が令和5年4月1日ということで、今回、条例についてはそうではないんですけども、予算の組み方としてちょっとお聞きしたいんですけども、この歳入の、償還されてきた歳入の受皿として雑入に入れるのか、それとも、新たな科目を設けてそちらのほうに入れていくのか。それと、貸付けの部分でいったら、歳出の部分で、科目、最初の科目あるからそこからかなと。そしたら、積立金の科目も必要になってきて、それを入れて、さっき言われた子育て基金のほうに入れていくと。そしたら、貸付けするとまた子育て基金から取崩した基金の繰入れの科目が設けてくるという、そういうスタイルの中でやっていくっていう。1 回、だから、償還されてきたものは歳入 1 回入れて、そしてそこから歳出でまたその基金のほうに繰り出していくっていう、そういう、何て言うのかな、組み方になってくるのかなと思うんですけども、もしその歳入の科目別に、雑入なのかどうなのか、今、検討される科目って何かあれば、教えいただければなと思います。

○議長（富樫順悦）　梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝）　ただいまの淀谷議員の御質問でございますけれども、まず、奨学資金基金の受皿につきましては、令和5年度の基金繰入金金を想定しておりますので、またこれにつきましては令和5年度予算の中で御審議をいただきたいというふうに思っております。議員おっしゃったとおり、それを令和5年度予算の積立金の中で歳出をかけて、子

ども子育て基金、今、想定している基金のほうに積立てをするということになります。後段、議員から御質問ありました償還金につきましては、一般会計の償還金の受入れの科目がありますので、貸付金の返還金ですね、そちらの科目のほうに歳入をします。充当関係につきましては、ちょっと財政当局とも、財政担当とも協議しますが、今のところは、償還金を真っすぐ次の貸付けに充てると、償還になったものを貸付金に真っすぐ充当することを今のところは考えております。差額については、子育て基金のほうに積立てするなり、繰入れするなりしていきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号ふるさとらんこし未来応援奨学金貸与及び給付に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第4号蘭越町学校給食費の徴収に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第4号蘭越町学

校給食費の徴収に関する条例について御説明いたします。

蘭越町の学校給食につきましては、学校給食法第11条第2項の規定に基づき、学校給食の実施に必要な施設設備に要する経費、運営に要する経費以外の経費、いわゆる食材費に相当する部分については保護者の負担とされていることから、学校給食センター長の名義による私会計を設置し、会計を運営してまいりましたが、文部科学省からの指導もあり、より透明性を確保するため、この部分についても、一般会計に計上し、議会、監査委員の監視のもと事業を実施していくこととし、条例を整備するものです。

それでは条例案の1ページを御覧ください。

第1条は趣旨で、学校給食に要する経費の徴収に関し必要な事項を定めるものです。

第2条は定義で、町立学校と学校給食の用語を定義しております。

第3条は給食の範囲で、対象で、小中学校、蘭越高校、蘭越保育所、昆布保育所、ひばり幼稚園の児童生徒及びその職員と定めております。

第4条は給食費の徴収で、法の趣旨に沿い、保護者の負担とすべき経費の範囲にて規則に定める額を学校給食費として徴収します。

第5条は学校給食費用規則で、定める納期までに納入することを定めております。

第6条は減免の規定で、災害など規則に定める事由に該当するときは、減額免除を行うことができる規定でございます。

第7条は委任で、規則を定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行し、施行日以前も準備行為ができる旨を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町学校給食費の徴収に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第9、議案第5号蘭越町学校給食センター設置条例及び蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本教育次長。

○教育次長(梅本聖孝) ただいま上程されました、議案第5号蘭越町学校給食センター設置条例及び蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

参考資料②、新旧対照表により御説明申し上げます。

まずは、蘭越町学校給食センター設置条例の改正で、第1条は設置、学校給食センターの設置を定めるものとして文言を整理しております。

第3条と第6条ですけれども、議案第4号で御審議いただきました学校給食費の徴収に関する条例に、学校給食費の徴収に関する事項を盛り込みましたので、本条例から当該部分を削除するものです。

第5条は職員について現状に合わせて整備をし直しております。

つづきまして、2ページに行きまして、蘭越町附属機関設置条例の改正でございまして、別表中、学校給食センター運営委員会の所掌事務のうち、学校給食費の公会計化に伴いまして、給食費に係る予算の審議、決算の認定を削除するものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号 蘭越町学校給食センター設置条例及び蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第10、議案第6号 蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第6号 蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令4年度人事院勧告による期末手当0.1月分の引上げの内容、また、先般11月8日に開催されました特別職報酬等審議会においての改定の答申を踏まえまして、議会議員及び特別職の期末手当について条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料③を御覧願います。改正箇所はアンダーラインを引いております。1ページになります。

はじめに、第1条の蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部の改正についてでございますが、条例第4条第2項中、100分の215を100分の220に改めるもので、6月、12月の支給をそれぞれ220に改正するものです。

次に、第2条の蘭越町長等の給与に関する条例の一部改正ですが、第1条と同様に、条例第4条第2項中、100分の215を100分の220に改めるものです。

次の第3条、蘭越町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正ですが、2ページを御覧願います。前条と同様になりますが、条例第3条第3項中、100分の215を100分の220に改めるものです。

なお、附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用するものです。

また、第2項から第4項までは経過措置で、令和4年度に限り、それぞれ改正後の条例中、100分の220とあるのは、100分の225と読替えて適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第11、議案第7号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第7号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和4年度人事院勧告の内容を踏まえ、職員の給料月額の上上げに伴い、会計年度職員の給料表の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料④の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。1ページになります。

別表第1の給料表でございますが、左の欄の各号俸及び各職務の級に定める給料月額を、右の表のとおり、2ページにかけて改めるもので、平均で0.7%の上上げとなっております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第12、議案第8号蘭越町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第8号蘭越町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日、法律第63号で公布されたことに伴いまして、蘭越町職員の定年等に関する条例につきましても、所要の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものです。

今回の改正は、1点目として、少子化が進み、生産年齢人口が減少する中において、高齢期職員の知識、技術、経験などを最大限活用しつつ、その能力を次の世代に継承していくことが必要だという社会的な背景を受け、定年年齢を段階的に65歳に引き上げること。

2点目として、定年年齢が引き上がることにより、60歳時点で管理職についている職員が、61歳以降も管理職のポストに在職し続けた場合、若年、中間層の昇進ペースが遅くなることなどから、組織の新陳代謝を確保し、職員のモチベーションを維持するため、60歳到達年度以後は、原則として管理職ポストから外す役職定年制が導入されたこと。

3点目として、60歳到達以後の職員の多様な働き方ニーズに対応するため、定年前、再任用短時間勤務制が導入されたこと。

4点目として、60歳超えの職員は、任用形態や給与等について十分認識した上で、今後の勤務の意思を決定すべきものであることから、任命権者は情報提供を行うことが義務づけられたこととございます。

それでは、参考資料⑤の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。1ページを御覧願います。

はじめに、目次の新設でございます。条の数が多い条例は、その理解と検索の便を図るため、章、節などの区分を設けることとされており、これらの区分がある場合は、本則の前に必ず目次を設けることとされているものでございまして、改正条例は第1章総則から、第5章雑則及び附則まで、御覧のと通りの構成となるものです。

次に、第1条の前に、第1章総則を追加し、第1条中、法律第261号の次に、以下（法）という。を加え、地方公務員法の改正に伴い、御覧のとおり、条を改め、第1条の次に第2章定年制度を追加するものでございます。

次に、第2条中60を65に改め、ただし書を削除するものです。2ページにまいります。

第4条中、次の各号のいずれかに該当するを、次に掲げる事由があるに、その職員を、同条の規定にかかわらず当該職員に、その職員を当該を、当該職員を当該定年退職日において従事しているに、引き続いてを、引き続きに改め、御覧のただし書を追加するものです。

第4章は、定年年齢に達した職員であっても、第1号から第3号に該当する場合は、定年退職させず、引き続き、現役の職員として勤務させることができる特例定年についての定めでございます。

次に、第1項第1号中、そのを、当該に、退職によりの次に、生ずる欠員を容易に補充することができずを加え、とき。を、ことに改めるものです。

また、第2号中、できないとき。を、できず公務の運営に著しい支障が生じることと改め、第3号中、そのを、当該に、とき。を、ことに改めるものです。

3ページを御覧願います。

第2項中、前項の事由を、前項に掲げる事由に、存するを、あるに、認めるときはの次に、これらの期限の翌日から起算してを加え、そのを、当該に改め、定年退職日の次に、（同項ただし書に規定する職員にあっては

当該職員が占めている管理監督職に係る移動期間の末日)を加えるものです。

また、第3項中、引き続いてを、引き続きに改め、第4項中、任命権者はの次に、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員についてを加え、第1項の事由が存しなくなったを、第1項各号に掲げる事由がなくなったに、その期限を繰上げて退職させることができる。を、当該期限に繰上げるものとする。に改めるものです。

次に、第3章は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制についての定めでございますが、第6条では役職定年の対象となる職は給与条例第20条で規定する管理職手当が支給されている職と定め、第7条では役職定年の年齢を60年と定めるものです。

第8条は役職定年により、被管理職に降任させる場合の遵守すべき基準についての定めでございますが、4ページにまいります。第1号から第3号まで御覧のとおり定めるものでございます。

第9条は役職定年の例外措置についての規定です。年齢60年に達した職員は、翌年度以後は原則非管理職に降任することとなりますが、その職員を異動降任させると、公務に支障が生じる場合は、1年単位で異動降任等を延長し、引き続き管理職として勤務させることができる特例任用についての定めで、第1項は職務の遂行上、特別な事情がある場合や、欠員補充が困難である場合は、当該職員をもともと就いていた役職に留任させることができる勤務延長型の特例任用について定めております。5ページを御覧願います。

職務遂行上の特殊な事情としては、第1号では高度な知識、特殊な技能を要する、必要とする職務に従事している職員と定め、第2号は僻地や離島勤務など代替職員の確保が困難な場合と定め、第3号では当該管理職を後退させることにより、業務に支障を来す場合と定めております。

第2項は前項の規定により特例任用し、管理職に留任させた場合、1年を超えない範囲で延長及び再延長できることと、再延長される期間は通算して3年を超えることができないことを定めております。

第3項は、6ページにまいります。職務の内容が類似する複数の管理監督職で、職員の年齢別構成などにより一律に役職定年により降任させた場合、また、欠員を容易に補充できない場合などは、もともと就いていた管理監督職に留任させるか、ほかの管理監督職に降任させることがで

きる異動可能型の特例任用についての定めです。

第4項は、第1項及び第2項に定める勤務延長型の特例任用で、管理監督職に留任させていた職員について、再延長の期間が終了した場合であっても第3項の規定する事由があると認められる場合は、異動可能型の管理監督職に任用することができる定めです。7ページを御覧願います。

つづきまして、第10条は異動期間延長等に係る職員の同意についてで、前項の規定により、60歳超えの職員を引き続き管理職として任用する場合は、当該職員の同意を得なければならないことを定めております。

第11条は、第9条の規定により、特例任用した場合であっても任用の事由が消滅した場合は、任用期間到来前であっても被管理職に降任させることを定めております。

次に、第4章、定年前再任用短時間勤務制についてでございますが、第12条では60歳に到達した以後であって、改正後の定年退職日前に退職した職員について、本人の意向により定年退職日まで短時間勤務での職で再任用することができることを定めております。

つづきまして、第5章は雑則として、8ページを御覧願います。

第13条でこの条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとしております。

次に、本体条例の附則に次の2項を加えるものでございますが、第2項は定年に関する経過措置規定で、本則では定年年齢を65歳と規定しますが、令和5年度から2年に1年ずつ定年年齢を引上げ、令和13年度に定年65年が完成するものでございます。

第3項は、情報提供、勤務の意思の確認についての定めで、定年年齢の引上げに伴い、60歳超えの職員は勤務形態が多様になることを踏まえ、今後の勤務については制度の内容を認識した上で、意思を決定すべきことであることから、当該職員が60歳に到達する年度の前年度に十分な情報提供を行うことを定めております。9ページを御覧願います。

つづきまして、附則について御説明いたします。

第1条は施行期日についてで、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

第2条は勤務延長に関する経過措置についてで、改正条例施行日以後において、本則の第4条に規定する特例定年を適用させ、定年退職日以

後も現役の職員として勤務させる職員については、新条例、定年以後は、承認、降任及び転任させることができないことを定めております。10ページを御覧願います。

第3条は定年退職者等の再任用に関する経過措置規定です。

第1項は施行日前に既に定年退職して、現在、再任用で勤務している職員は暫定再任用職員とみなし、1年を超えない範囲で引き続き勤務させることができることを定めております。

第2項は法施行後において、定年年齢引上げ期間中に定年退職した職員について1年を超えない範囲で再任用できることの定めで、本項の対象となる職員は、第1号から、11ページにまわりますが、第5号までを定めております。

第3項は前第2項の任期は1年を超えない範囲で延長及び再延長できること、また、その期限は満65歳到達年度以前でなければならないことを定めております。

第4項は暫定再任用職員の任期の更新は、勤務実績が能力評価、業績評価に基づき良好である場合に行うことができる定めで、次の第5項は暫定再任用の任期を更新する場合は、当該職員の同意を必要とするものの定めます。

附則第4条は、施行日前に定年退職し、短時間勤務の再任用職員についても前条と同様に、暫定再任用職員とみなし、1年を超えない範囲で勤務させることが可能であり、その任期の更新等についても同様であることを第1項から、12ページの、第3項において定めております。

第5条は施行日前に定年退職し、現在、再任用されている職員は改正後も引き続き暫定再任用職員として任用することはできますが、当該職員を施行日以後に新たに設置された職及び組織の変更等により、名称が変更された職に昇任、降任、兼任できないことなどを定める経過措置規定です。13ページを御覧願います。

第6条は法施行日前に定年退職し、現在、短時間勤務の再任用職員について、前条と同様の内容を定めております。

第7条は、施行後、定年年齢引上げ期間中に、定年退職した職員は65歳に到達する年度末までフルタイム、もしくは短時間勤務職で再任用できますが、当該職員についても、前2条と同様、経過措置を定めております。

本条が適用される職員は、第2項では、14ページにかけて、一旦退職

した後に新たに再任用職員として採用される旧職員と定め、第3項では定年年齢到達後、引き続き再任用職員として勤務する職員と定めております。

第8条は定年年齢を段階的に引上げている期間中に、定年前、再任用短時間勤務職員の任期満了日が、改正後の定年年齢前となる場合は、再び短時間勤務職員に任用できないことと、新条例定年に達している定年前再任用短時間勤務職員の職員であっては、当該職員を昇任、降任、転任することができないことを定めております。15ページを御覧願います。

第9条は、この条例は令和5年4月1日から施行となりますが、施行日前であっても情報提供が行われるよう、その対象となる年齢を60年と定めるものでございます。

この規定により、令和5年度中に年齢60年に達する職員については、施行日前の令和4年度中に情報提供することが可能となるものです。

第10条は現行の蘭越町職員の再任用に関する条例を廃止する規定です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） はい。7番です。

確認、いろいろと以前いただいた資料を見てちょっと、中を見させていただいたんですけども、この定年制の延長についてはもう、やむを得ないということで、こういう条例を新たに定めていくということは必要なことだというふうに思っておりますけれども、その中でやっぱり課題になるのは、役職定年制ではないかなというふうに、私は考えております。それで、3ページ、4ページの参考資料のですね、そこでちょっとお聞きしたいなというふうに思います。正直言いまして、条文が難しすぎてなかなか理解がいかないんですけども、3ページの対象となる管理監督職というふうに、ここに、第6条のですね、ここでは蘭越町職員の給与に関する条例第20条に規定する職というふうに書いてあるんです

ね。これは、第20条に規定する職っていうのはいわゆる管理職手当の支給を受ける管理職全てっていう、そういう解釈でいいのかどうか、ちょっとそのへんがあやふやだなというふうに思っております。まずそれが1点なんです。私は、管理監督の職っていうのは、課長職あるいは課長相当職、例えば支配人とかそういう定められたその特定の管理職、管理監督の職っていうのはね、そういうものかなっていうふうに思ってたんですけども、ぎょうせいでつくったこの冊子を見ると、ここを見てあれと思ったんですけども、これの9ページのところに、管理監督職と非管理監督職っていうんですね。そこで課長補佐級っていうのは、被管理監督職ということで、いわゆる課長補佐級とかね、主幹とか室長とか、そういうのは要するに降任させられないことになってるんですね、この10ページの中を見ていると。管理職だけれども、管理監督ではない職の管理職っていうのがあるというのを、この冊子を見るとあるわけですよ。そこで、この新たにつくる条例の中では、いわゆるその役職定年の対象となる管理職員というのは、管理職手当を受けている管理職全員かどうかというところがちょっとこう確認をさせていただきたいというふうに思うわけです。それが1点です。

もう一つは、この4ページの、1号、2号、3号ありますけれども、1号と2号、役職定年をさせる基準がここにあるんですけども、この1号では職務遂行能力、適性を有する職に降任させるという、そういうような1号ですね。だから、どこにでも好きなところに、例えば、課長が一般職の全然経験してこないとか、その能力の職務能力のないところにやるようなそういうことはできませんよということがここに書いてあるということだというふうに思うんですけども、そのへんのことについてちょっとお聞きしたいと思います。それから2号では、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任をすることと、つまり、課長職の人が役職定年に達したと、その人を降任させるっていうときに、いきなり一般職とかっていうことじゃなくて、その空いてるその次の段階のね、一般職員、係長職、主幹クラスの職、課長という、そういうものがあるとしたら、それはやっぱりできるだけ上位の職に降任させるんですよっていうことがこの2号に書いてあるというふうに理解するんですけども、そういう理解でいいかどうかということをお尋ねしたいと思います。

この3点、ちょっとお聞きします。よろしく願います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 難波議員の質問にお答えします。

先ほどの管理監督職の関係でございますけども、議員御承知のとおり、ちょっとこのぎょうせいの手引のほうの解釈とはですね、ちょっと解釈なんですけども、あくまでも管理職手当を受ける管理職、管理職手当を受ける管理職として捉えておりますので、課長、主幹、参事、いわゆるこれらは全て管理職手当を受ける管理職になりますので、管理監督職には、こちらのほうを、この基準では考えておりますので、御理解願いたいと思います。

あと、第8条の1号から3号までの基準です。まず、今回のこの定年延長の大原則なんですけども、前段で申し上げましたとおり、今までの役職というのを、まず役職を下げるということがまず大前提です。原則なんですけども、それで管理職のポストから外して、役職定年制っていう、これが基本的にはそういうふうになっていくのかなというふうには考えております。その中で、今言った、難波議員のおっしゃったですね、その定年の中に被管理職を降任させる場合には、第1号として勤務の状況及び勤務の経験に基づき、当該職員がね、その管理職の業務に遂行能力に見合った、こういった条件に基づけばそのまま管理職におけますよと。第2号では、降任させる場合は可能な限りその上位の職制と同等とするという定めで、第3号につきましては、その上位の職制の管理職が降任した職制と可能な限り同等以下の職員とする定めだということで、先ほど難波議員が、私に問いかけてくれた質問の内容、そのとおりなんですけども、解釈としては同じような解釈になってますので、御理解願えますでしょうか。お願いします。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） はい。いろいろ資料を読み過ぎて、こんがらがったんですけど、そうすると、このいただいたぎょうせいの資料の10ページ、9ページのこの図は違いますよということですよ。例えば、10ページを見ると、降任の可否のイメージ図ってことで非管理監督職にあるものっていう、こういうのは課長補佐級の人が係長職に降任したら駄目ですよって書いてあります。それはするということですね。新しい条例

では。これは違うという解釈でいいですか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） この10ページの表なんですけども、これは国の基準で考えている上層部のイメージだと思うんです。部長級とかっていうのは、それで、うちのほうでいうと、管理職いわゆる課長級、参事、主幹というものは、この条項に当てはまるというふうに考えておりますので、そういう理解でお願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） すいません。何度も。

この参考資料は、あくまでも国公の、国公のイメージ図だということですね。そうすると、今回のこの我々地方公務員の町職員の条例については、全ての市町村はこういうかたちで、いわゆる管理職というものは全手当を受ける全員が対象だと、それを降任なり転任させるという、そういうことで役職からおろすということですね。そういうイメージだということで理解してよろしいですか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） はい。説明が悪くて申し訳ございません。そのとおりで理解していただいてよろしいのかと思います。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号蘭越町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間、休憩いたします。

再開は、15時55分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第13、議案第9号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第9号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和4年度人事院勧告の内容を踏まえ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給率の改正、また、地方公務員法及び蘭越町職員の定年等に関する条例の一部改正により、定年年齢が引上げられることに伴いまして、本条例につきましても所要の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料⑥の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。1ページを御覧願います。

はじめに、第1条として職員の給料月額及び勤勉手当の改正についてでございますが、条例第24条第2項第1号中、加算した額の次に、6月に支給する場合においては100分の95の次に、12月に支給する場合においては100分の105を加えるものです。

次に、別表第1、第4条関係の給料表ですが、1ページから7ページま

で、左の表から、右の表のアンダーラインのとおり改正するもので、平均で0.3%の引上げとなっております。民間企業等における初任給の動向等を踏まえ、30代半ばまでの職員が在職する号俸について改正されております。7ページを御覧願います。附則第1条の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するもので、第2条は、第1条の規定による改正後の給与条例は、令和4年4月1日から適用するものです。

第3条は改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす規定です。

第4条はこの条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものです。8ページを御覧願います。

次に、第2条として令和5年度から適用となる改正ですが、第24条第2項1号中、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105を100分の100に改めるものです。

この改正により、来年度の6月、12月に支給されます勤勉手当の支給率は均等となるものです。

附則第1条の施行期日ですが、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものです。

以上が令和4年度人事院勧告の内容を踏まえた給料月額及び勤勉手当の支給率の改正についての説明となります。つづいて、9ページを御覧願います。

定年年齢の引上げに伴う本条例の改正について御説明いたします。

今回の改正は、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されたことによる給料等について本則で定め、61歳超え職員の給与については月額報酬7割措置の適用と、暫定再任用職員等の給料等を附則で定めるものでございます。

はじめに、第1条第1項中、6項を第5項に改め、再任用が廃止されたことに伴い、第4条第3項中、法第28条の4第1項から、もしくは第2項までを法第22条の4第1項に改め、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

次に、第4条の2の見出し中、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、同条の再任用職員の給料月額についての規定を全文削除し、定年前再任用時間外勤務職員の給料月額について定めております。

第4条の3は、短時間勤務再任用職員の給料に関する規定になります

ので、本条は削除いたします。１０ページになります。

第１３条第２項第２号、第１４条第３項、１１ページになります。第１６条第３項中、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

また、第２３条第３項及び第２４条第２項各号中、１２ページになりますが、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

つづきまして、第３０条は再任用職員に適用されない条項の定めで第３０条の見出し中、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、同条中第１０条の前に、初任給及び昇格、昇給の基準を定めております第５条第２項から第８項まで、を加え、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

次に、別表第１、第４条関係の改正についてです。

別表第１中、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、俸給月額欄にそれぞれ基準給料月額を加えるものです。１３ページを御覧願います。

本体条例の附則に五つの項を加えるもので、第２１項は６１歳超えの職員の給料額は当該職員の給料表の欄の月額に対して１００分の７０を乗じて得た額と定める月額報酬７割措置についての規定です。

第２２項は月額報酬７割措置が適用されない職員についての規定で、第１号では臨時的任用される職員等と定め、第２号では役職定年の例外措置として引き続き管理職に留任する勤務延長型の特例任用職員と定め、第３号では定年退職に達した職員であって、特例定年が適用され引き続き現役で勤務する職員と定めております。

第２３項は、役職定年により被管理職に降任した職員の月額給料について６０歳時点の給料の額の７割に相当する額を確保するため、当該差額を調整額として支給することを定めております。１４ページを御覧願います。

第２４項は、前項の規定により算定した額が当該職員の職務の級の最高号俸を超える場合は、最高号俸の額に止める定めでございます。

第２５項は、ただいま説明しました各項の附則の施行に関し必要な事項は規則で定めるものです。

つづきまして、附則について御説明いたします。

第１条は施行期日で、定年延長に関する第３条の規定は令和５年４月１日から施行するものです。１５ページを御覧願います。

第5条は、暫定再任用の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の欄のうち、当該職員に属する級に応じた額と定める規定です。

第6条は、育児短時間勤務している暫定再任用職員の給料月額は、前条で求めた給料月額にフルタイムの勤務時間を、当該職員の短時間の勤務時間に応じた時間で割り返して得た額とすることを定めております。

第7条は、暫定再任用職員のうち、短時間勤務で勤務している職員についても第6条と同様の算定で求めることとしております。16ページを御覧願います。

第8条は暫定再任用職員の通勤手当、時間外勤務手当について、第9条は期末手当について、第10条は勤勉手当について、定年前再任用短時間勤務職員に適用される規定に基づき算定することを定めております。

第11条は暫定再任用職員については、初任給及び昇格、昇給の基準の条項や扶養手当、住居手当、寒冷地手当の条項についての定めとなります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第14、議案第10号蘭越町人事行政の運営等の公表に関する条例の一部を改正する条例から、議案第16号蘭越町職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま一括上程されました、議案第10号蘭越町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、定年前再任用短時間勤務制の創設に伴いまして、本条例につきましても所要の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料⑦の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

第3条は、任命権者が職員に係る人事行政の運営状況を報告しなければならない事項の定めで、短時間勤務の再任用職員は報告する職員の対象から除かれておりますが、再任用条例が廃止されたことに伴い、第3条中第28条の第1項を第22条の4第1項に改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

つづきまして、議案第11号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、地方公務員法の一部改正等により、役職定年制が創設されたことに伴いまして、本条例につきましても、所要の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものです。

参考資料⑧の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

第1条中、公認の次に、（法第28条の2第1項の規定による降任を除く。以下同じ。）を加えるものでございます。役職定年制により60歳時点で管理職であった職員が61歳以降、非管理職に降任する場合は分限

処分による降任ではないことを定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和５年４月１日から施行するものです。

つづきまして、議案第１２号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、地方公務員法の一部改正等により、６０歳を超える職員の給料について月額報酬７割措置が適用されることに伴いまして、本条例につきましても、所要の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものです。

参考資料⑨の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

第３条中の給料の額を、の期間、その発令の日における給料及びこれらに対する地域手当の合計額に改め、減ずるものとするの次に、この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれらに対する地域手当の合計額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。を加えるものです。

なお、附則といたしましてこの条例は、令和５年４月１日から施行するものです。

つづきまして、議案第１３号蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、地方公務員法の一部改正等により、再任用条例が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が創設されたことに伴いまして、本条例につきましても、所要の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものです。

参考資料⑩の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。１ページを御覧願います。

第２条第３項中、第２８条の４第１項、または第２８条の５第１項と、第２８条の５第１項を、それぞれ第２２条の４第１項に、また、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

次に、第３条、２ページにまいりますが、第４条第２項及び第１２条第１項第１号中、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。３ページを御覧願います。

附則第１項は施行期日で、この条例は令和５年４月１日から施行する

ものです。

また、第2項は経過措置として、暫定再任用職員についても、定年前再任用短時間勤務職員とみなし、本条例の規定を適用することを定めるものです。

つづきまして、議案第14号蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部改正等により、役職定年制が導入されたこと及び再任用条例が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が創設されたことに伴い、本条例につきましても所要の改正が必要になることから、条例の一部改正をお願いするものです。

参考資料⑪の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。1ページを御覧願います。

第2条第2号及び第10条第2号中、引き続いてを、引き続きに改め、第2条第3号の次に、第4号として、また、第10条第2号の次に、第3号として、定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を、延長された管理監督職を占める職員を加えるものです。

役職定年の例外措置が適用され、61歳以降も管理監督職である職員については、育児休業及び育児短時間休業ができないことを定めるものでございます。2ページを御覧願います。

第20条第2号中、第28条の5第1項を、第22条の4第1項に改め、同号及び第21条第1項中、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるもので、定年前再任用短時間勤務職員は現行の再任用短時間勤務職員と同様に部分休業することができないことを定めるものです。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

また、第2項は経過措置として、施行日前に定年退職して再任用職員として採用されている職員についても、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、本条例の規定を適用することを定めるものでございます。

つづきまして、議案第15号蘭越町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、地方公務員法の一部改正等により、再任用条例の廃止と、

新たに定年前再任用短時間勤務制の創設に伴い、本条例につきましても所要の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものです。

参考資料⑫の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

第1条中、第28条の5第1項に規定する短時間勤務を、第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務に改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

つづきまして、議案第16号蘭越町職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、地方公務員法の一部改正等により、定年年齢が令和5年度から2年に1年ずつ引上げられ、令和13年度に定年65年が完成することから、定年退職者が隔年となり、現行の定数では新規採用職員数に影響を及ぼし、職場の年齢別構成に偏りが生じる懸念がございます。このような状況を考慮し、今後の業務の適正な執行と行政サービスの充実を図るため、毎年、一定程度の新規職員を確保する必要があることから本条例の一部改正をお願いするものです。

参考資料⑬の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

第2条第1号中、105を116に、第5号中17を18に改めるものです。

なお附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で議案第10号から第16号まで、一括での説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦）これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１０号蘭越町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例から、議案第１６号蘭越町職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例までを一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって議案第１０号から議案第１６号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１５、議案第１７号蘭越町営牧場管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） ただいま上程されました、議案第１７号蘭越町営牧場管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、町の畜産振興の基盤確立を図り、畜産農家の経営安定に寄与するため設置しておりました町営牧場について、家畜を飼養する農業者の減少から条例に規定している四つの牧場のうち、放牧としての利用がなく、今後も利用の見込めない三つの牧場について廃止することとして、所要の改正を行うものです。

それでは、参考資料⑭を御覧ください。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

別表第１中、旭台牧場、初田牧場、港牧場の項を削るものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6 番向山議員。

○ 6 番（向山 博） 向山です。

ちょっと教えてほしいんですけども、この旭台、初田、港牧場に関してですけども、これ使うのに何かちょっと大変だっていう話が今、出ましたけども、希望者がいないとか、そういう話が出ましたけども、これ実際、先ほどちょっと応接のほうでちょっとお話ししてたんですけども、実際に木や何かは生えていない状況ですよ。それでなかなか木や雑草が繁茂して、雑草っていうか笹が繁茂しないような状況にあるので、これ実際に採草放牧地以外に利用するとしたらこれ、農業委員会でこれ、証明出してもらわなきゃいけないんですけども確認しました。農業委員会に。

○ 議長（富樫 順悦） 田縁農林産課長。

○ 農林水産課長（田縁 幸哉） はい。

これにつきましては旭台のほうはですね、植樹をしておりますし、初田のほうも植樹をしております。港のほうはですね、現在、風力ですね、風車のほうを建設をしております。この際ですね、農業委員会ですね、現況証明ですね、そういうものをとっておりますので、確認済みというふうに認識しております。以上です。

○ 議長（富樫 順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 17 号 蘭越町営牧場管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第16、議案第18号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第18号令和4年度蘭越町一般会計補正予算第7号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は69億5,430万6,000円で、歳入歳出それぞれ4,827万7,000円を追加し、70億258万3,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、地方債の補正ですが、変更で、第2表地方債補正によるものです。後ほど御説明申し上げます。

なお、今回の補正予算で、原油価格の高騰及び電気料金の引上げの影響により、役場庁舎ほか各施設等の燃料や電気料に不足が生じることから、各費目での追加補正をお願いしております。

また、職員の昇給、退職、採用等による人件費の補正も行っておりますが、給与費明細につきましては、この補正予算書の最後に添付しておりますので、人件費につきましては説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

10ページを御覧願います。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額13万1,000円。
2、3、4は説明を省略します。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額891万2,000円の減。2、3、次のページになります。4は説明を省略します。

4目財産管理費、補正額620万1,000円。特定財源の国道支出金390万円は地域づくり総合交付金です。10需用費368万4,000円。燃料費で、役場庁舎の重油63万円の追加をお願いするものです。次の光熱水費160万円は役場庁舎の電気料です。次の修繕の145万4,000円は、役場庁舎のボイラー制御盤が経年劣化による故障のため、制御盤モーター等の交換処理をお願いするものです。12委託料251万7,000円。PCB廃棄物処分業務委託料212万6,000円、次の運搬業務委託料39万1,000円は、旧初田中学校の解体作業中に教室棟の蛍光灯に使用されておりました安定器からPCBが確認され、法令に基づきその処分費用をお願いするものです。

13目施設管理費、補正額126万4,000円。10需用費126万4,000円。燃料費で、山村開発センターの重油25万2,000円と、12ページになります。灯油18万9,000円の追加をお願いするものです。次の光熱水費は、山村開発センターほか地区生活改善センターの電気料82万3,000円です。

14目防災対策費、補正額106万1,000円。11役務費106万1,000円。行政通信システム機器移設等手数料88万1,000円は、新築及び改修等により、システム機器の設置数が増加したため、追加をお願いするものです。次の樹木伐採手数料18万円は、行政通信システムのサービスを維持するため、電波障害となっている樹木を伐採するものです。

15目貝の館費、補正額10万9,000円。10需用費10万9,000円。光熱水費で貝の館の電気料の追加です。

17目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額153万5,000円。特定財源の国道支出金153万5,000円は、学校保健特別対策事業費補助金76万6,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時校品76万9,000円です。17備品購入費153万5,000円。空気清浄機ほかで、学校における感染症対策支援事業として児童生徒の安心安全な学習環境を整備するため、昆布小学校及び蘭越中学校へ空気清浄機14台、USBスピーカーフォン5台を購入するものです。

2款総務費 2項徴税費 1目税務総務費、補正額553万3,000円。2、次のページになります。3、4は、説明を省略します。

2目賦課徴収費、補正額92万円。18負担金補助及び交付金92万円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、令和5年度から軽自動

車税納税通知書に地方税統一のQRコードの印字が義務づけられ、これに伴う印刷帳票帳票のシステム改修費をお願いするものです。

2款総務費 4項選挙費 2目参議院議員通常選挙費、補正額48万円の減。特定財源の国道支出金48万円の減は、参議院議員通常選挙委託金です。3は説明を省略します。12委託料11万2,000円の減。臨時運転業務委託料5万7,000円の減。14ページになります。ポスター掲示板設置撤去作業委託料5万5,000円の減で執行残です。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額145万4,000円。2、3、4は説明を省略します。19扶助費113万3,000円。高齢者等雪下ろし費用助成事業扶助で、高齢者等の冬期間の安全な生活を守るため、今年度も1世帯当たり2万円を上限に助成するものです。次のページになります。27繰出金12万7,000円。国民健康保険特別会計繰出金で人件費相当分です。

2目国民年金費、補正額5万3,000円。3、4は説明を省略します。

4目高齢者コミュニティセンター費、補正額4万6,000円。10需用費4万6,000円。燃料費で、高齢者コミュニティセンターの灯油です。

5目高齢者生活福祉センター費、補正額367万7,000円。10需用費358万7,000円。燃料費で、高齢者生活福祉センターめな及びこんぶの重油212万4,000円の追加をお願いするものです。次の光熱水費137万円は、センターめな及びこんぶの電気料です。次の修繕料9万3,000円は、センターめなの居室用自動火災警報器が故障したため、交換修理をお願いするものです。17備品購入費9万円。センターめなの居室用トイレに手すりを設置するものです。16ページを御覧願います。

7目ふれあいプラザ21費、補正額11万8,000円。10需用費11万8,000円。修繕料で、ふれあいプラザのボイラー制御盤が故障のため、電送系部品の交換修理をお願いするものです。

8目介護予防拠点センター費、補正額57万8,000円。10需用費57万8,000円。燃料費で、介護予防拠点センターみなとの灯油46万8,000円の追加をお願いするものです。次の光熱費11万円は、拠点センターみなとの電気料です。

10目介護保険事業費、補正額7万円。2、3は説明を省略します。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額657万

9,000円。特定財源の国道支出金325万円は、児童手当負担金60万7,000円。子どものための教育保育給付費負担金257万8,000円。保育士等処遇改善臨時特例補助金6万5,000円です。その他の41万円は、子ども子育て基金指定寄附金です。2、3は説明を省略します。次のページになります。18負担金補助及び交付金537万7,000円。家庭的保育等事業給付負担金531万2,000円は、ベアーズこども園の入所児童の増によるものです。次の保育士等処遇改善臨時特例補助金6万5,000円は、ひばり幼稚園の処遇改善事業の実施に係る補助金の算定精査によるものです。19扶助費42万円。児童手当で出所及び転入により児童数の増加によるものです。22償還金利子及び割引料2,000円。特別児童扶養手当事務取扱交付金返還金で、令和3年度事業実績に基づき国へ返還するものです。24積立金41万円。子ども子育て基金積立金で4件の寄附がありましたので、積立てさせていただくものです。

3目蘭越保育所費、補正額10万1,000円。8旅費10万4,000円。会計年度任用職員の居住地の変更等に伴う通勤に係る費用弁償です。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額81万7,000円。2、18ページになります。3、4は説明を省略します。

5目蘭越歯科診療所費、補正額9万3,000円。10需用費5万2,000円。光熱水費で蘭越歯科診療所の電気料です。11役務費4万1,000円。インターネット接続料2万円。次の光回線新設手数料2万1,000円は、医療機関でのマイナンバーカードによるオンライン資格申請が義務化されたことに伴い、システムの拡張及びインターネット回線を新たに整備する必要があることから補正をお願いするものです。

6目蘭越診療所費、補正額446万2,000円。特定財源のその他42万9,000円は、オンライン資格確認関係助成金です。1報酬150万円。会計年度任用職員の時間外勤務手当で、看護師、薬剤師等の時間外勤務が通常業務に加え、インフルエンザ予防接種業務等の増加により、予算に不足が生じることから追加をお願いするものです。10需用費138万円。光熱水費で蘭越診療所の電気料です。次のページになります。11役務費100万1,000円。電子カルテ更新システム設定手数料50万6,000円は、診療所の医師が一灯園等外部での往診に対応するため、回診時におけるカルテデータを使用するシステムを導入するも

のです。次のオンライン資格確認システム設定手数料49万5,000円は、令和5年4月から医療機関でのマイナンバーカードによるオンライン資格申請が義務化されたことに伴うシステム導入費用です。12委託料20万円。医療廃棄物収集業務委託料で注射器、廃液、ガーゼ等の医療廃棄物の増加が見込まれるため追加をお願いするものです。13使用料及び賃借料38万円。複写機使用10万円は、複写機使用の増加によるもので、次の医療機器使用料28万円は、在宅酸素療法機器の利用者が増加したことにより追加をお願いするものです。

8目保健福祉センター費、補正額98万5,000円。10需用費98万5,000円。燃料費で、保健福祉センターの重油50万7,000円の追加をお願いするものです。次の光熱水費47万8,000円は、保健福祉センターの電気料です。20ページを御覧願います。

4款衛生費 2項清掃費 2目じん芥処理費、補正額27万5,000円。10需用費27万5,000円。光熱水費で一般廃棄物最終処分場の電気料です。

3目浄化槽整備費、補正額14万5,000円。18負担金補助及び交付金14万5,000円。浄化槽排水設備改造資金補助金で、浄化槽設置のための改造資金補助申請件数の増加によるものです。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額80万9,000円。2、3、4は説明を省略します。

3目農業振興費、補正額178万3,000円。11役務費21万6,000円。エゾシカ等産廃処理手数料で、エゾシカ、アライグマなどの廃棄処理頭数の増加によるものです。次のページになります。12委託料30万円。らんこし米普及事業委託料で、ANA、あきんどに対するプロモーション委託費用として、札幌グランドホテル及びANAクラウンプラザホテル札幌の朝食会場において、らんこし米を提供するものです。18負担金補助及び交付金126万7,000円。振興作物奨励事業補助金で、農業用ハウスの増設及び新築に係る申請件数の増加によるものです。

9目育苗施設費、補正額664万2,000円。特定財源の国道支出金640万円は地域づくり総合交付金です。2、3、4は説明を省略します。10需用費146万1,000円。修繕料で、来年春の育苗播種作業に向けて、覆土搬送ライン、ベルトコンベアの亀裂を修復するものです。24積立金500万円。産業振興資金積立金です。

10目中山間地域等直接支払事業費、補正額9万5,000円。特定財源のその他9万5,000円は、中山間地域等直接支払交付金返還金です。22償還金利子及び割引料9万5,000円。中山間地域等直接支払交付金返還金で、対象農用地の一部除外に伴い、過年度分の9万5,000円を国及び道へ返還するものです。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額43万9,000円。2、22ページになります。3、4は説明を省略します。

4目観光費、補正額22万5,000円。7報償費22万5,000円。ニセコ山系チセヌプリ周辺冬期安全指導謝礼で、冬期間のチセヌプリ周辺の安全を確保するため指導員をお願いするものです。

5目交流促進センター雪秩父費、補正額146万8,000円。10需用費146万8,000円。光熱水費で雪秩父の電気料90万円と、プロパンガス19万円の追加をお願いするものです。次の修繕料37万8,000円は、温泉ポンプの電装系統の故障のため、動力盤の交換処理をお願いするものです。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額32万5,000円。2、3、次のページになります。4は説明を省略します。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額9万8,000円。2、3、4は説明を省略します。

2目道路維持費、補正額83万円。10需用費151万円。光熱水費で街路灯の電気料です。12委託料52万5,000円の減。町道補修碎石運搬委託料38万円の減。町道草刈委託料14万5,000円の減で、執行残です。14工事請負費15万5,000円の減。町道区画線整備工事で、執行残です。24ページを御覧願います。

3目町道新設改良費、補正額54万2,000円の減。特定財源の地方債40万円の減は、緑ヶ丘団地上線改良舗装事業債です。12委託料30万2,000円の減。緑ヶ丘団地上線測量設計委託料で、執行残です。14工事請負費24万円の減。三和12号線改良舗装工事で、執行残です。

6目除雪費、補正額110万4,000円。3は説明を省略します。18負担金補助及び交付金90万円。湯の里ヴィレッジ周辺道路除雪事業補助金で、湯の里ヴィレッジ共同管理組合から除雪申請があり、補助するものです。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額23万8,000円。10需用費23万8,000円。光熱水費で、公営住宅街灯の電

気料です。

2目町営住宅管理費、補正額96万4,000円。10需用費96万4,000円。修繕料で、蘭越小学校教頭住宅の木製枠の内窓が、老朽化と湿気による損傷で開閉が困難な状況であることから、サッシ式の窓枠に交換修理するものです。

3目定住促進住宅建設費、補正額166万円の減。特定財源の国道支出金430万円は地域づくり総合交付金で、地方債の150万円の減は、昆布地区定住促進子育て支援住宅建設事業債、さくら団地定住促進住宅購入事業債です。2、3、次のページになります。4は説明を省略します。12委託料24万2,000円の減。昆布地区定住促進子育て支援住宅公園設計委託料で、執行残です。16公有財産購入費、補正額154万円の減。さくら団地定住促進住宅購入費で執行残です。

8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額89万8,000円の減。12委託料78万8,000円の減。公園管理委託料で執行残です。14工事請負費11万円の減。大谷公園公衆トイレ解体工事で、執行残です。

9款消防費 1項消防費 1目常備消防費、補正額20万円の減。18負担金補助及び交付金20万円の減。羊蹄山ろく消防組合負担金で、人件費分です。

3目消防施設費、補正額97万8,000円。18負担金補助及び交付金97万8,000円。羊蹄山ろく消防組合負担金で、電気料の追加です。詳細につきましては、参考資料⑮に記載しております。26ページを御覧願います。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額71万2,000円。2、3、4は、説明を省略します。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額253万3,000円。10需用費253万3,000円。消耗品費35万4,000円は、蘭越小学校及び昆布小学校に設置されている消火器を更新するものです。次の燃料費95万1,000円は、蘭越小学校の重油81万円、次のページになります。昆布小学校の灯油14万1,000円を追加するものです。次の光熱水費92万4,000円は、蘭越小学校及び昆布小学校の電気料です。次の修繕料30万4,000円は、蘭越、昆布小学校の屋内消火栓ホースを交換修理するものです。

2目教育振興費、補正額51万3,000円。19扶助費51万3,0

〇〇円。要保護、準要保護世帯就学援助費で、支援認定対象者の増加によるものです。

１０款教育費　３項中学校費　１目学校管理費、補正額１９２万６，〇〇〇円。１０需用費１６７万６，〇〇〇円。消耗品費１２万７，〇〇〇円は、中学校に設置されている消火器を更新するものです。次の燃料費２１万６，〇〇〇円は、中学校屋体暖房の灯油を追加するものです。次の光熱水費１０８万２，〇〇〇円は、中学校の電気料です。２８ページを御覧願います。修繕料２５万１，〇〇〇円は、中学校の屋内消火栓ホースを交換修理するものです。１３使用料及び賃借料２５万円。除雪機借上料です。

２目教育振興費、補正額１１万４，〇〇〇円。１９扶助費１１万４，〇〇〇円。要保護、準要保護世帯就学援助費で、支援認定対象者の増加によるものです。

１０款教育費　４項社会教育費　１目社会教育総務費、補正額２２１万４，〇〇〇円。２、３、４は説明を省略します。

２目町民センターらぶちゃんホール費補正額９３万６，〇〇〇円。１０需用費９３万６，〇〇〇円。燃料費で、町民センターの灯油１４万５，〇〇〇円の追加をお願いするものです。次のページになります。光熱水費７９万１，〇〇〇円は、町民センターの電気料です。

３目花一絵図書館費、補正額１２３万８，〇〇〇円の減。特定財源のその他９万５，〇〇〇円の減は、社会保険料です。１報酬９０万８，〇〇〇円の減。会計年度任用職員の異動によるものです。３、４は説明を省略します。

１０款教育費　５項保健体育費　１目保健体育総務費、補正額１０万５，〇〇〇円。３、４は説明を省略します。

２目体育施設費、補正額３万３，〇〇〇円の減。特定財源の国道支出金１，４３０万円の減は、地域づくり総合交付金で地方債の３，５３０万円は、総合運動公園野球場大規模改修事業債で、その他８５４万円の減は、スポーツ振興くじ助成金です。野球場大規模改修事業におきまして、地域づくり総合交付金と、ＴＯＴＯスポーツ振興くじ助成金の財源をもって、当初、予算を編成しておりましたが、北海道へ地域づくり総合交付金の申請段階で、スポーツ振興くじ助成金が文科省所管の国の財源の一部と判断され、道補助となる地域づくり総合交付金の充当ができなくなったことから、野球場大規模改修事業債として過疎債を充当させていただ

き、財源内訳を変更するものでございます。１０需用費１２０万円。光熱水費で、３０ページになります。総合体育館の電気料です。１４工事請負費１２３万３，０００円の減。野球場改修工事９８万円の減。駐車場造成工事２５万３，０００円の減で、いずれも執行残です。

３目学校給食センター費、補正額９８万３，０００円。１０需用費９８万３，０００円。燃料費で、給食センターの重油１４万４，０００円の追加をお願いするものです。次の光熱水費８３万９，０００円は、給食センターの電気料です。

つづきまして、歳入に戻ります。７ページを御覧願います。

１６款国庫支出金、１７款道支出金、８ページになります。１９款寄附金は説明を省略します。

２１款繰越金　１項繰越金　１目繰越金、補正額１，７９７万３，０００円。１繰越金１，７９７万３，０００円。前年度繰越金の追加です。

２２款諸収入、次のページになります。２３款町債は説明を省略します。次に、４ページを御覧願います。

第２表、地方債補正につづきまして御説明いたします。

変更でございまして、過疎対策事業債ですが、補正前の限度額は４億２，２６０万円でしたが、３，３４０万円を追加し、４億５，６００万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につづきましては、従前と変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦）　これをもって提案理由の説明を終わります。

審議の途中ですが、本定例会に付議された事件が残り僅かでありますので、会議規則第９条第２項の規定により、会議時間を延長したいと思います。

お諮りします。

本定例会に付議された事件が全部終了するまで、本日の会議時間を延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、本定例会に付議された事件が全部終了す

るまで延長することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7 番 難波 議員。

○ 7 番（難波 修二） はい。二つお聞きします。

歳出、19 ページ、診療所費です。歯科診療所費もそうなんですけども、オンライン資格確認のシステム設定ということで、マイナンバーカードの利用という、それを確認するためのシステムをとっていうふうにお聞きしました。これは、いわゆるその保険証にかわるものとして、マイナンバーカードを利用できるようになるという、そういう理解でいいのかどうか、ちょっと基本的な質問ですけれども、お尋ねしたいというふうに思います。

もう1 点は歳入なんですけれどもね、8 ページに、ここの地域づくり交付金の変更があります。今の説明で、野球場の想定をしていた地域づくり交付金が、スポーツ振興宝くじとの重複というか、そういう関係で当たらなくなった部分で減額をすると。1, 430 万円が減額すると。それは理解できました。それで、ちょっと感心したんですけれども、それを単純に1, 430 万円ばっさりだめですよじゃなくて、他の項目にね、振替えて、その分に相当する額に交付を新たにつくれたってことは、非常に、努力としてね、すごいなというふうに思うんですけれども、すごく振替えてくれたっていうあたりのですね、中身についてちょっとお知らせいただければというふうに思います。

この2 点、お知らせください。

○ 議長（富樫 順悦） 山下健康推進課長。

○ 健康推進課長（山下 志伸） オンライン資格確認システム設置について、御質問にお答えいたします。

このシステムにつきましては、議員がおっしゃいましたけども、来年、R5 の4 月1 日から、マイナンバーカードの保険証に対応できるように、各医療機関ではマイナンバーカードを使用したオンライン資格確認を導入するよう求められているもので、それに対応するためのシステム改修になります。これにつきましては、上限ですが、42 万9, 000 円まで

の助成金が、国からの助成金がありまして、それをもとに対応する予定で、今、進めているところです。以上です。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 2点目の地域づくり交付金の関係にお答えします。

先ほど聞かれましたとおりですね、野球場の改修事業、地域づくりだけでいうと1,370万円、この分が国からの関係でこの分つかなかったということで、当初で地域づくり交付金約2,000万、全体で充当されて、この分がつかなかったことによりまして、山開センターのLEDの改修事業だとか、あと、先ほどの育苗の関係のパワーマットだとか、各種充当することを行いまして、ほぼ同じだけの、当初予算と同じだけの2,000万程度を充当することができました。その中で、当初予算ですね、この野球場の改修に関しては約1,400万の一般財源も見越してましたけども、過疎債を充当することが可能でありましたので、おおむねその執行としては、充当したことにより、約、一般財源はほとんど出ないかたちになりました。そういったことで、全体の額をですね、うまく財源のほうの振替えが可能となったものでございます。以上でございます。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

いいですか。

はい。難波議員。

○7番（難波修二） すいません。もう1回、お願いします。

地域づくり交付金のね、振替えというか、よく努力されたなっていうふうに敬意を表したいなというふうに思います。

それといわゆるマイナンバーカードの利用についてですけども、単純な質問で恐縮ですけども、4月からは、マイナンバーカードを保険証のかわりで、診療所へ行って、それでかえることができるという、そういう理解でよろしいですか。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） マイナンバーカードの件ですけども、マイナンバーカードを取得されて、それに保険証機能を持たせる方、その方には保険証のかわりにですね、資格、社会保険、どの社会保険に入っているのかなどの情報を確認できるシステムを、端末を入れますので、運用は来年の3月を予定をしています。運用開始を予定しています。それで、仮にそういう方がいましたら対応できるように、システムを導入するものです。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。
5番永井議員。

○5番（永井浩） 今の質問と重複するんですけども、最後の4番の農林水産業の補助金、道、補助金640万ですね。これ合わせて、今、言われたとおり、地域づくり総合交付金1,400万、何が違う、はい、だめですよって言ったんですけども、1,460万円いただいてきたっていうのは素晴らしいなと思います。ただ、ちょっと気になるというか、わからないんですけども、21ページの9番、育苗施設費なんですけど640万、これで充当してるんですけども、それがベルトコンベアがいかれたからといって146万円使いました。で、500万、積立金になってるんですけど、これは何か、例えば目的があるのか、それともこのまま塩漬けにして来年、来月使えますよ。来年、来年度使えますよっていうことなのか、もしくは今年度中にですね、何か買う目的で、今ちょっと使えないからここに入れてあるのか、そのへんちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） お答えいたします。

先ほど、難波議員との質問ともちょっと関連しますけども、振替としてですね、今の育苗に充当した、この内訳でございますけども、床土のラインの改修に140万円、それから育苗のパワーマットに対して500万円、合わせて640万円、これを9目の育苗施設費に充てさせてもらいました。実はですね、9目なんですけども、当初予算で育苗の苗とかの

収入、その他収入ですね、オーバーフローしていただいていますね、財源の、一般財源がそもそも当初予算上で発生してなかったものでございます。それで、こういった財源を確保できたものですから、640万をこの目に充当させていただいて、基金に500万積みましますけども、その基金は、来年度、次年度に向けてですね、こういった工事に充てさせてもらうといったようなことで、こういう予算を組ませていただきましたので御理解願います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 私も育苗施設ですね、ちょっと委員をやってみて、ちょっと、こういう基金、お金がね、毎年来ればいいんですけども、ちょっと話ずれますけども、育苗の運営自体がですね、やっぱりこう補助、あれ自体が町からの補助、道からの補助がなければできない状態になっている。それはやっぱりマットの値段が安いからだっていう話が、やっぱり委員からも出てるんですね。根本的にもっとそのへんをきちっとしていかないと、毎年、毎年、このお金がくるかどうかはわからないので、そのへん根本的にですね、今、返事要りませんから、真剣にちょっと育苗ですね、運営について考えてもらいたいなと思います。質問終わります。

○議長（富樫順悦） 答弁いいですか。

田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） はい。

先日、実はですね、育苗の運営委員会ありまして、そのへんですね、物価高騰といいますか、いろんな燃料なりですね、資材なり、肥料が上がってる中でマットの値段がどうなのかというようなことで御指摘のほうを受けたところでございます。その中でですね、現在のそういう育苗施設ですね、運営状況ですね、それから施設の老朽化なり、そういうものもあるのでトータル的にそういう施設なりですね、運営の仕方を検討するようにというような、そういう御指摘いただきましたので、それについてですね、検討はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。
10 番熊谷議員。

○10 番（熊谷雅幸） はい。10 番です。

11 ページの委託料のPCB委託料についてなんですけど、塩化何だかっていう、ちょっと名前忘れちゃったんですけども、この搬入場所とですね、単純な単価ではないというふうに、ちょっと調べたらわかったんですけど、大体のこのキロ数に対しての単価わかれば教えてほしいなと思います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） これはですね、PCBについては、室蘭のほうに専門の業者ありましてですね、そちらのほうに搬入するものでございます。今回のPCBは安定器に入っているものでして、実は、かなり古い建物であったことからですね、事前に目視で確認できないほど古い建物だったということの中で、その中に安定器に17個含まれておりました。金額としてはかなり高額となるものですが、搬入等を含めて、この値段になるということで御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10 番（熊谷雅幸） わかりました。

ということは、比較のしようがないということですね。北海道では室蘭が一番近くて、ここしか頼むところがないというふうに理解していいですか。単価も非常に高いので、競争相手があればね、比較できるんですけど、なかったということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 取扱業者がもう決まっていますので、そういった理解でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１８号令和４年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１７、議案第１９号令和４年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第１９号令和４年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算第１号について、御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は２２６万３，０００円でございます。この総額に７１万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２９７万６，０００円とするものでございます。

また歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。６ページを御覧ください。

１款教育費 １項教育総務費 １目貸付金、補正額１０８万円の減。

20 貸付金 108 万円の減は、奨学資金貸付金で、今年度、貸付希望の申込みがございませんでしたので、予算を減額するものです。

2 目給付金、補正額 72 万円の減。18 負担金補助及び交付金 72 万円の減で、同じく奨学資金給付金の申込みがありませんでしたので、減額するものです。

3 目積立金、補正額 251 万 3,000 円の追加。24 積立金 251 万 3,000 円の追加で、繰越金、償還金、歳出減額分を充当し、基金に積立てします。

つづいて、歳入について御説明いたします。5 ページを御覧ください。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 43 万 7,000 円の追加で、令和 3 年度からの繰越金です。

5 款諸収入 2 項貸付金元利収入 1 目奨学資金貸付金元利収入、補正額 27 万 6,000 円。奨学資金償還金で、主に滞納繰越となっていました貸付債権が回収されましたので、予算計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 19 号、令和 4 年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１８、議案第２０号令和４年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第２０号令和４年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第２号について、御説明いたします。

各道の駅での売上増加と、電気料等の値上げに伴い、事業費に不足が見込まれることから補正のお願いをするものです。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は８，６３２万６，０００円でございます。この総額に１，１４０万２，０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９，７７２万８，０００円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。６ページを御覧ください。

１款総務費 １項総務管理費 １目一般管理費、補正額８０万円。特定財源その他８０万円につきましては、売店売上収入です。２４積立金８０万円の追加。地域振興事業財政調整基金積立金です。

２款事業費 １項事業費 １目売店事業費、補正額１，０６０万２，０００円。特定財源その他１，０６０万２，０００円については、売店売上収入です。１０需用費１，０６０万２，０００円。光熱水費２６万９，０００円の追加。電気１６万９，０００円の追加。プロパンガス１０万円の追加、売店用品１，０３３万３，０００円の追加。

歳入につきましては、歳出で御説明いたしましたので、省略いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第20号令和4年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第19、議案第21号令和4年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山住民福祉課長。

○住民福祉課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第21号令和4年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は2億3,402万9,000円で、この総額に12万7,000円を追加し、予算の総額を2億3,415万6,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額7万3,000

〇円。職員の給与改定による人件費の補正のため、2、3、4は説明を省略させていただきます。

1 款 総務費 2 項 徴税費 1 目 賦課徴収費、補正額 5 万 4, 0 0 0 円。こちらにつきましても、人件費の補正のため、2、3、4の説明は省略させていただきます。

なお、補正予算の最後に給与費の明細を添付しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。5 ページを御覧願います。

4 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目 一般会計繰入金、補正額 1 2 万 7, 0 0 0 円。一般会計繰入金です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 2 1 号令和 4 年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第 2 0、議案第 2 2 号令和 4 年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一）　ただいま上程されました、議案第22号令和4年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第2号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は2億69万2,000円でありまして、これから歳入歳出それぞれ107万3,000円を減額し、2億582万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正は、第1表歳入歳出予算補正、第2条の地方債の変更は、第2表地方債補正によるもので、後ほど御説明いたします。

今回の補正の内容は、人件費については一般会計同様、人事院勧告に基づくものです。このほか電気料金の値上げによる増額と、工事の執行残による減額を行うものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。7ページを御覧ください。

1款事業費　1項水道事業費　1目水道総務費、補正額9万3,000円。3、4節の説明は省略いたします。

2目水道維持費、補正額111万6,000円の減。特定財源の地方債110万円の減につきましては、水道事業債です。10需用費33万円。ポンプ等水道施設の電気料33万円の追加です。14工事請負費149万6,000円の減。町道豊国橋土現通線水道管新設工事から、給水メーター工事まで御覧の内容です。

次に、歳入に戻ります。6ページを御覧ください。

4款繰越金　1項繰越金　1目繰越金、補正額2万7,000円。1繰越金2万7,000円。前年度繰越金の追加です。

6款町債は、説明を省略いたします。

つづいて、3ページを御覧ください。

第2表地方債補正です。

これは、工事請負費の減額に伴う地方債の減額で、過疎対策事業債の限度額を2,200万円から2,140万円に、簡易水道事業債の限度額を2,560万円から2,510万円に減額いたします。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、従前どおり変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申

し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第22号令和4年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第21、議案第23号令和4年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第23号令和4年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は2億6,219万7,000円でありまして、これに歳入歳出それぞれ205万2,000円を増額し、2億6,424万9,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるもの

でございます。

今回の補正予算の内容は、人件費については、人事院勧告に基づくもので、このほか電気料金の値上げによる増額です。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。６ページを御覧ください。

１款事業費　１項下水道事業費　１目下水道維持費、補正額２０５万２，０００円。２、３、４の説明は省略いたします。１０需用費１９７万２，０００円。終末処理場等の電気料１９７万２，０００円の追加です。

次に、歳入に戻ります。５ページを御覧ください。

６款繰越金　１項繰越金　１目繰越金、補正額２０５万２，０００円。１繰越金２０５万２，０００円。前年度繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第２３号令和４年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦）　日程第２２、議案第２４号令和４年度蘭越町

温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第24号令和4年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第2号について、御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2億4,226万6,000円でございます。この総額に1,114万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,340万8,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、今回の補正予算で、職員の手当改正等による人件費の補正を行っておりますが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、人件費につきましては説明を省略し、各項目の補正額のための説明とさせていただきます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額45万2,000円。3、4は、説明を省略させていただきます。

2款事業費 1項営業費 1目営業費、補正額1,069万円。10需用費1,069万円。燃料費578万9,000円の減。重油673万8,000円の減。使用料が大幅に減少したため、減額するものです。灯油94万9,000円の追加。熱源を重油から灯油に変更したため、補正するものです。光熱水費1,647万9,000円の追加。電気料1,607万6,000円の追加。電気料使用量増加に加え、電気料の値上げのため、補正するものです。7ページを御覧願います。水道料40万3,000円の追加。利用客増加に伴い水道超過料が増加したため、補正するものです。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧ください。

1款事業収入 1項事業収入 1目事業収入、補正額971万8,000円。1宿泊料971万8,000円の追加。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額142万4,000円の追加。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） はい。

歳出、電気料の件なんですけど、いろいろサイクル変わったので、多少重油減って、光熱費の電気料が上がっているということは十分おはかりいたしますけども、全体的にどうなんでしょうか。客室、廊下もしくは休憩室、浴場ありますけど、LED化されてる所はされてるんでしょうかそのへんについて。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） はい。熊谷議員の御質問にお答えいたします。

まだ全部というわけではないんですけども、約7割程度、今、LED化で進んでおりますので、また今後ですね、順次、状況を見ながら、改善していきたいと思いますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） わかりました。

今、けっこう明るい、省エネの明るいのも出てきますから、そのへんの配置も考えながら、徐々に努力して行ってほしいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいまの御意見にお答えいたしま

す。

やはり状況を見ながら、常に照明の明るさ、お客さんの満足が一番ですから、そのへんも考慮してですね、進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第24号令和4年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第23、報告第1号所管事務調査の結果報告について、総務文教常任委員長から報告願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） ただいま上程されました、報告第1号総務文教常任委員会所管事務調査について、報告いたします。

閉会中の継続審査の承認を受けて、9月26日に総務課、税務課及び教育委員会、11月14日に住民福祉課及び健康推進課に関する所管事務調査を行いました。

皆様には、調査報告書をお配りしておりますので、要点のみ報告させていただきます。

最初に、総務課の所管事務調査についてです。

財政状況については、毎年、大型事業等の財源として基金を取崩しながらも各種の基金を着実に積み増しており、適切な財政運営に努めていることが認められます。

定住促進対策事業については、令和３年度の実績は１２世帯２６名の新規転入となっております。地域おこし協力隊の献身的なサポートも大きく、引き続き、移住定住希望者に対する支援の充実を期待いたします。地域おこし協力隊の現状については、移住支援員、特産品開発支援員、観光振興支援が活躍されております。支援員の相互交流や、町職員との交流の機会を、是非、設けていただくとともに、将来は町で起業できるような環境づくりに努めていただきたい。

貝の館、大気・海洋交流センターについては、５月に貝の館内に設置され、様々な取組が行われているとの説明がありました。地球温暖化や大気・海洋の環境問題は、国家的な重要課題ですので、引き続き、積極的に取り組んでいただくとともに、貝の館条例の設置目的にあるとおり、学術文化の向上と観光の振興を保ちながら、小さな町の壮大な活動として、どのように取り組んでいくべきか、十分に検討を尽くしていただきたい。

次に、税務課の所管事務についてです。

町税全般の状況及び今後の動向は、個人町民税及び固定資産税は前年より減少し、法人町民税及びたばこ税は増加、国民健康保険税は微減となっております。固定資産税の総額は、評価額の低下により減少しておりますが、風力発電事業の増加額が約５，０００万円ほど計上されております。入湯税は、コロナ感染症の影響で令和２年度以降、激減しており、本年度は上向き傾向にあるものの、復調にはもう少し時間がかかると思われるとの説明がありました。町税の収納業務については、個別徴収の励行や、後志広域連合との連携を強化するとともに、困窮家庭の生活にも十分配慮しながら、分納相談などにも努めていることがうかがえました。

次に、教育委員会の所管事務についてです。

総合体育館駐車場造成工事及び野球場大規模改修工事については、駐車場は交通安全対策としても有効であります。イベントや堆積場所など多目的な活用を期待いたします。野球場は、適時の改修であります。他競技やレク活動等への積極的な活用も是非検討していただきたい。

教育委員会からの提案事項として、学校給食費の公会計化、奨学資金特別会計の廃止・移管、蘭越高等学校の今後の在り方の３点について説

明がありました。いずれも重要な課題ですので、来年度の予算編成や取組の検討に向けて十分議論を深める必要があると思われます。

次に、住民福祉課の所管事務についてです。

資源ごみ収集運搬車購入事業は、1日も早い適正な業務委託の再開を目指して収集車両を購入するとともに、受託業者が安定して従業員を雇用できるような収集体制の見直しなどについて、早急に内部で検討を進める必要があります。

ゼロ歳児保育に係る現状と課題についてですが、保育要望の増加や受入れ体制の課題等から、現在、待機児童は5名おります。子育て支援に力を入れる、本町としては早急に解決しなければならない問題であり、保育室の確保とともに保育所施設の改善充実について、取組を強力に推進していただきたい。

住民福祉課からの報告事項として、蘭越町子ども子育て基金の事業案について説明を受けました。子育て世帯に対する経済的支援が主たる内容の案でしたが、一律の現金給付は、基金の趣旨に照らせば必ずしも最適な活用方法ではないように感じます。各課横断的な健康施策の抜本的な見直しとともに、ふさわしい新事業の創造を期待いたします。

次に、健康推進課の所管事務についてです。

介護福祉士実務者研修事業は本年度からスタートし、5名の方が参加しているとのことです。大変有効な事業ですので、継続的な実施を期待いたします。また、高校生にも魅力的な制度と思われるので、事業のPRに努めていただきたい。

介護予防・認知機能維持運動教室については、運動機能や認知機能の維持向上に有効であり、今年度上半期の実施回数は延べ120回に上ります。来年度からフレイルリスクの早期発見や改善につながる活動の充実も図られるようですので、町民の介護予防事業のさらなる発展を期待いたします。

新型コロナワクチン接種の進捗状況についてですが、3回目以降の接種率は、高齢者以外では低下しております。日常の感染予防対策とともに、新型ワクチンの接種率を高めることが重要ですので、より多くの町民の方々に利用されるように、一層広報活動に努めていただきたい。

健康推進課からの報告事項として、共生型施設建設計画の経過について説明がありました。統合診療所の建設に伴って状況は大きく変化したため、今後予想されるJR廃止問題とあわせて再検討するとのことでした。

た。共生型施設に対するニーズ把握や、建設適地の検討、旧診療所の解体工事促進や跡地の利活用方法などについて、改めて関係者による着実な検討に取り組んでいただきたい。

結びに、所管事務調査に当たり、関係職員の方々には資料作成や丁寧な説明をいただき感謝申し上げます。

より良いまちづくりのため、議会も町理事者、職員と課題を共有して、議論を尽くし取組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の所管事務調査を終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、報告を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第24、報告第2号所管事務調査の結果報告について、経済建設常任委員長から報告願います。

5番永井議員。

○5番（永井浩） ただいま上程されました、報告第2号経済建設常任委員会所管事務調査の結果について、御報告申し上げます。

去る11月24日、農林水産課が所管する大谷第1揚水機場ポンプ更新工事の進捗状況、川上牧場の現状と今後の活用について、現地調査を中心とした所管事務所事務調査を行いました。

当日は、田縁課長をはじめ、担当職員5名に説明員をお願いし、経済建設常任委員5名に加え、オブザーバーとして難波委員長をはじめとする4名の総務常任委員の参加をいただき、議員全員での所管事務調査を行いました。

はじめに、大谷第1揚水機場ポンプ更新工事の進捗状況について、報告いたします。大谷第1揚水機場ポンプは、昨年5月にモーターとポンプをつなぐ軌道軸受け部分からの発煙があり、業者の迅速な対応により稼働が可能な状況となっております。しかしながら、このポンプは昭和32年製であり、部品製作や修理が今後難しいことから、地区からも更新の要望が出されておりました。

これを受け、蘭越町・土地改良区の御理解をいただき、大谷地区農業用水路等長寿命化・防災減災事業として、ポンプ更新工事が進められているものです。

工事は、調査日現在、ポンプ等、基礎コンクリートの打設が完了しており、今後、来年１月末には、ポンプモーターを施設現地据付、配電盤据付が行われ、３月２０日完了予定となっております。電子部品等の一部に納入遅延の心配があるとのことですが、来春の作付に影響が出ないように対応するとの説明がありました。

また、昨冬の大雪による建屋屋根等の損傷が発見され、施設内機械類の安定的な維持のため、急を要することから、関係機関に確認、了承をいただき、ポンプ更新事業の執行残で修繕工事の対応をしたとの説明がありました。

屋根修繕工事は、ポンプ更新工事とは別工事であり、関係機関が了承したとしても、会計上執行残で対応するのはいかなるものかという指摘もありました。

いずれにしましても、このポンプ更新工事で大谷地区受益戸数５２戸、受益面積１７０ヘクタールが、将来にわたって安定的に水稻作付ができる環境が整うことは非常に喜ばしいことでありますので、無事竣工ができますことを祈念するとともに、関係各位の努力に感謝申し上げます。

次に、川上牧場の現状と今後の活用について報告します。

川上牧場は、一旦、表土を剥がし、北海道新幹線トンネル工事の掘削土を埋めた後に表土を戻し整地されており、また、牧場までの道路や橋りょうは補修等整備されております。

当日視察した第４牧区は、広大な台地となっており、町民からも有効活用をという声が寄せられております。

幸いにも、埋め戻した掘削土から有害な物質等は検出されておらず、その活用方法は、ＣＯ２削減の一翼を担う植林や、強風を生かした風力発電、町民の憩いの場となる自然公園などたくさんの可能性があると考えております。

いずれにしましても、資産価値を高めることができる活用方法を期待いたします。

終わりに、農林水産課の所管事務調査は、６月と今回の２回実施しており、田縁課長をはじめ職員の皆さんにおかれましては、資料作成、丁寧な説明をいただきありがとうございました。

農林水産課は、本町の産業基盤である農業を支える重要な部署です。今後とも、農林水産業者に寄り添った事務事業の推進を期待いたします。

この度の調査をもちまして、当委員会の所管事務調査は全て終了いた

しました。各担当課の職員の皆様の御協力に感謝し、当委員会の最終報告といたします。ありがとうございました。

○議長（富樫順悦） これをもって、報告を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第25、報告第3号例月出納検査結果報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しを御手元に配付いたしましたので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第26、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和4年第4回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 5時43分 閉会